

# (仮称)富谷市こども計画

2025-2029

【素案】

令和7年●月

富谷市

※市長のあいさつ

# もくじ

第1章 計画策定にあたって .....	1
1. 計画策定の趣旨・背景 .....	1
2. 計画の位置づけ .....	2
3. 計画の対象 .....	4
4. 計画の期間 .....	4
5. 策定体制 .....	5
第2章 子ども・子育て支援の現状と課題 .....	7
1. 第2期評価での取り組みと課題 .....	7
2. 本市における人口とこども人口の状況 .....	23
3. アンケート調査結果の概要 .....	29
4. 目標事業量の達成状況 .....	45
第3章 計画の基本的な考え方 .....	54
1. 計画の基本理念 .....	54
2. 計画の基本目標 .....	55
第4章 子ども・子育て支援施策の展開 .....	58
基本目標1 こども・若者が将来の希望を持てるまち .....	58
基本目標2 安心して子育てのできる環境の充実したまち .....	62
基本目標3 こどもや母親の健康・保健・医療の充実したまち .....	64
基本目標4 未来の「とみや」を担うこどもたちの教育の充実したまち .....	66
基本目標5 こどもを支援する生活環境の整備されたまち .....	68
基本目標6 すべてのこどもの健全育成を目指すまち .....	70
第5章 子ども・子育て支援事業の展開 .....	72
1. 教育・保育事業等の提供区域 .....	72
2. 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計 .....	72
3. 幼児期の学校教育・保育の量の見込み及び確保の状況 .....	76
4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の状況 .....	81
第6章 計画の推進体制 .....	93
1. 計画の推進体制 .....	93
2. 計画の公表及び周知 .....	93
3. 計画の評価と進行管理 .....	94
資料編 .....	95

# 第1章 計画策定にあたって

## 1. 計画策定の趣旨・背景

わが国では、これまで少子化対策として、平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づく取組や、平成24年に制定された「子ども・子育て3法」に基づく、市町村に対する「子ども・子育て支援事業計画」の策定の義務づけなど、さまざまな取組を展開してきました。さらに、平成27年度に施行された「子ども・子育て支援新制度」では、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、子どもの乳幼児期における保育から学童期における学校教育までを一体的に提供し、地域の子ども・子育て支援を充実させることが求められました。

このような状況のなか、本市においても平成27年に「子ども・子育て支援新制度」への対応と「次世代育成支援行動計画」の継承を主とした「富谷市子ども・子育て支援事業計画」を2期にわたって策定し、子育てに関する施策を総合的に推進してきました。

こうした中で、令和5年4月1日に施行された「こども基本法」は、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として制定されました。これは日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担うすべてのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができ、その実現をめざしたものとなっています。同年12月22日には、同法に基づいて「こども大綱」が閣議決定され、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会としての「こどもまんなか社会」をめざすもので、その実現に向けて自治体こども計画を策定することの必要性が示されました。

このたび策定する「（仮称）富谷市こども計画」（以下「本計画」という。）は、本市の実情を踏まえながら、こども施策を総合的かつ強力に推進し、引き続き「子どもにやさしいまちづくり」を進めるためのものとして、これまでの「子ども・子育て支援事業計画」を含め、こどもに関する計画を一体的に策定するものです。

## 2. 計画の位置づけ

### (1) 法令等の根拠

本計画は、こども基本法第10条第2項に定める「市町村こども計画」であり、本市におけるこども施策に関する事項を定める計画です。

また、本計画は、こども基本法第10条第5項に定められているように、次のこども施策に関連する計画を含むものとします。

- 次世代育成支援対策推進法第8条第1項に定める「市町村行動計画」
- 子ども・子育て支援法第61条第1項に定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」
- 子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に定める「市町村子ども・若者計画」

#### ■関係法令(こども基本法)抜粋

こども基本法 第10条第2項	市町村は、こども大綱(都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画)を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画(以下この条において「市町村こども計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
こども基本法 第10条第5項	市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

さらに、令和5年12月に閣議決定された「はじめの100か月の育ちビジョン」を踏まえ、幼児期までのこどもの育ちの5つのビジョン実現するため、施策を総合的に推進していきます。

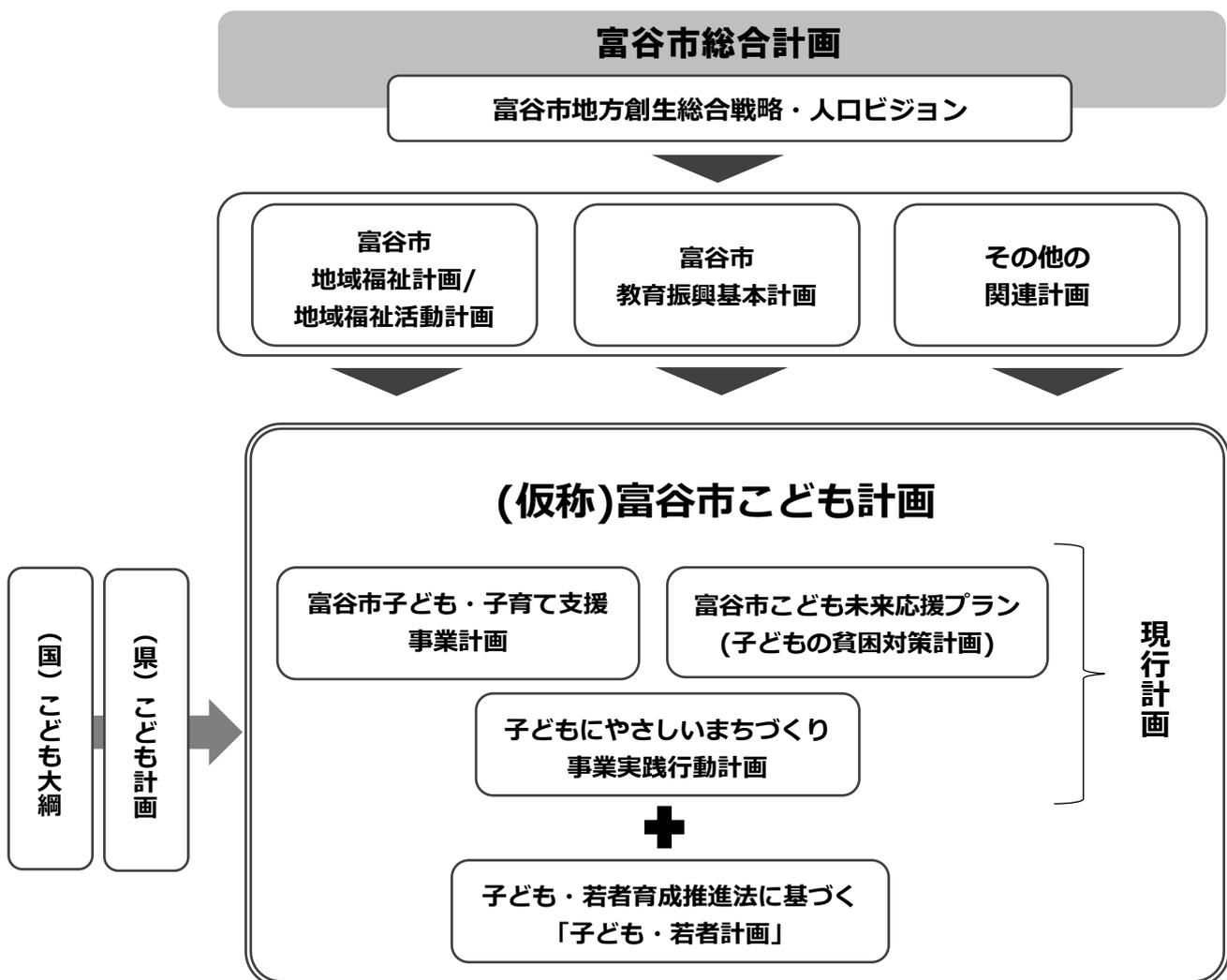
#### ■幼児期までのこどもの育ちの5つのビジョン

- (1)こどもの権利と尊厳を守る
- (2)「安心と挑戦の循環」を通してこどものウェルビーイングを高める
- (3)「こどもの誕生前」から切れ目なく育ちを支える
- (4)保護者・養育者のウェルビーイングと成長の支援・応援をする
- (5)こどもの育ちを支える環境や社会の厚みを増す

## (2)各種計画等との関係

本計画は、本市の最上位計画である「富谷市総合計画」の個別計画として位置づけつつ、「富谷市地方創生総合戦略・人口ビジョン」や、福祉、教育分野における上位計画である「富谷市地域福祉計画」、「教育振興基本計画」を踏まえ、「富谷市障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」、「富谷市健康推進計画」、「富谷市男女共同参画基本計画」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づき関連計画等と整合・調和を図るとともに、国の「こども大綱」ならびに宮城県における子ども・子育てに関する総合計画である「みやぎ子ども・子育て幸福計画」を踏まえて策定します。

### ■上位・関連計画との関係



### 3. 計画の対象

本計画において、ひらがな表記の「こども」とは、こども基本法をふまえ「心身の発達の過程にある者」を表します。また、制度に準じる場合には「子ども」や「子供」と表記することとし、特に子ども・子育て支援法における教育・保育事業や地域子ども子育て支援事業の対象となる者は「こども」と表記します。「若者」については、その対象を思春期から青年期（おおむね18歳からおおむね30歳未満まで）の者とします。「青少年」については、乳幼児期から青年期までの者をさします。

本計画では、こども・若者、子育てをしている保護者や子育て支援に関わる関係機関・団体等を広く対象とします。

#### ■「こども基本法」抜粋

(定義)

第二条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

- 一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
- 二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
- 三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

#### ■「こども大綱」抜粋

こども基本法において「こども」とは「心身の発達の過程にある者をいう。」とされている。これは、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、こどもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示したものであり、こどもが、若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指している※。

※「乳幼児期」(義務教育年齢に達するまで)、「学童期」(小学生年代)、「思春期」(中学生年代からおおむね18歳まで)、「青年期」(おおむね18歳以降からおおむね30歳未満。施策によってはポスト青年期の者も対象とする。)とで分けて示す。なお、「若者」については、法令上の定義はないが、ここでは思春期及び青年期の者とし、「こども」と「若者」は重なり合う部分があるが青年期の全体が射程に入ることを明確にする場合には、分かりやすく示すという観点から、法令の規定を示す場合を除き、特に「若者」の語を用いることとする。

### 4. 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度の5か年とします。

#### ■計画の期間

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第2期計画					
(仮称) 富谷市こども計画					

## 5. 策定体制

### (1) アンケート調査の実施

項目	就学前児童用	小学生用
調査対象者	富谷市に在住の 就学前児童を持つ保護者	富谷市に在住の 小学生を持つ保護者
調査期間	令和5年12月～令和6年1月	令和5年12月～令和6年1月
調査方法	郵送配付・郵送回収方式	郵送配付・郵送回収方式
配布数	1,000 件	1,000 件
有効回収数	442 件	449 件
有効回収率	44.2%	44.9%

項目	小学生用	中学生用	保護者用
調査対象者	市内在住の小学5年生	市内在住の中学2年生	市内在住の小学5年生 及び中学2年生の保護者
調査期間	令和4年12月～令和5年1月	令和4年12月～令和5年1月	令和4年12月～令和5年1月
調査方法	学校配付・学校回収	学校配付・学校回収	学校配付・学校回収
配布数	700 件	700 件	1,400 件
有効回収数	578 件	592 件	1,170 件
有効回収率	82.6%	84.6%	83.6%

### (2) 富谷市子ども・子育て会議の開催

各分野の代表者、関係機関や住民等で構成される「富谷市子ども・子育て会議」を開催しました。「富谷市子ども・子育て会議」の委員からは、本市の現状、課題、今後の取り組み等計画策定に必要な検討課題に関する意見聴取を行い、その結果を計画に反映しました。

### (3) パブリックコメントの実施

計画の策定にあたって、計画案を公表し、市民の意見や考えを聞くため、パブリックコメントを実施しました。

### (4) とみやわくわく子どもミーティングの実施

「世界子どもの日」に合わせ、令和6年11月20日に実施し、「子どもにやさしいまちづくり」をテーマに、こどもが安心安全に暮らすことができるまちについて、小学生から意見を聴きました。

## 令和6年度とみやわくわく子どもミーティングの主な意見

令和元年度から実施している「とみやわくわく子どもミーティング」では、市内各小学校の5・6年生16名が参加し、「子どもにやさしいまちづくり」をテーマに、こどもが安心安全に暮らすことができるまちについて、市長と話し合いを行ったほか、富谷高校の生徒の進行のもと、自分たちができること、行政ができることについてグループで話し合い、以下のような意見が提案されました。

### ① 防犯・防災について

- ・子ども110番の家を増やしてほしい。
- ・横断歩道やガードレール、信号機を整備してほしい。
- ・街灯を増やし、まちを明るくしてほしい。

### ② 地域間交流・世代間交流について

- ・小学生同士が遊んだりスポーツをしたりして、交流できるイベントを企画してほしい。
- ・緊急時に協力できるよう、大人とこどもの交流の場があると良い。

### ③ 相談環境について

- ・スクールカウンセラーの人員を増やしてほしい。
- ・スクールカウンセラーが常に学校にいて、相談しやすい環境にしてほしい。

### ④ 環境整備について

- ・小さなこどもでも遊べる公園や新しい遊具のある公園、雨でも遊べる室内ホールがあると良い。
- ・人が集まる施設やこれから作る施設に、キッズスペースや授乳スペース、手すりやスロープなどを整備し、誰でも利用しやすいようにしてほしい。
- ・ゴミ捨てが楽しくなるようなゴミステーションを整備してほしい。
- ・マーチングの練習もできる防音機能を兼ね備えた避難施設を作してほしい。

### ⑤ その他

- ・こどもたちだけでは解決できないことでも、大人も一緒に考え、こどもの率直な意見を聞いてもらえるといい。またそのような機会を作してほしい。
- ・交通の便を良くし、たくさんの人に富谷市へ来てもらえるようにしてほしい。
- ・どこでもパスポートを活用して、利用できる施設を増やしたり、お得に買い物ができたりする仕組みを作してほしい。



## 第2章 子ども・子育て支援の現状と課題

### 1. 第2期評価での取り組みと課題

富谷市第二期子ども・子育て支援事業計画における各施策について、それぞれの担当部署において自己評価を行うとともに、その評価を行った理由を整理・分析し、課題を整理しました。

#### 目標1 安心して子育てのできる環境の充実したまち

- (1) 健やかな妊娠・出産におけた妊娠期からの切れ目ない支援
- (2) 不妊への支援

##### ●統計(社会情勢)やアンケート結果

- ・就業率の推移をみると、女性の就業率が高くなっており、仕事と子育てを両立している保護者が多いことがうかがえます。
- ・厚生労働省の調査では、不妊治療を経験した方のうちの約3割が、不妊治療と仕事を両立できずに離職や雇用形態を変えるなど不妊治療を断念している状況となっています。

##### ●前計画での取り組み

- ・産前・産後サポート事業等(産前:プレママ・プレパパ学級)では、共働きの増加により、参加者数の伸び悩みはありますが、一定数の参加者がいることから仲間づくりや知識獲得に関するニーズは高いと捉えています。
- ・不妊治療費助成事業では、こどもを望み不妊を心配するご夫婦に対して、これまでは宮城県が実施主体として不妊検査助成事業を実施してきたが、令和6年度より、県内各自治体において県の補助を受け不妊検査費助成事業及び保険診療と組み合わせて実施した先進医療について助成する不妊治療費助成事業を行っています。
- ・すべての妊産婦や子育て世帯、こどもを対象に、母子保健と児童福祉の両機能の一体的な相談支援機関として「こども家庭センター」を設置します。

##### ●課題

- ・今後も産前・産後サポート事業等を集団及び個別に継続実施し、健やかな妊娠期を過ごし、安心して出産に臨むことができるよう伴走型相談支援を充実させていくことが重要です。
- ・不妊への支援として経済的な支援だけでなく、不妊治療と仕事を両立しやすい職場の環境づくりに取り組むことが重要です。そのため、引き続き不妊治療費用の助成を行い、企業向けの研修会等を開催することが重要です。



##### 【アンケートの自由回答より】

- ・産後ケアセンター的なサービスがあったら嬉しい。母親の心のサポートが必要。また、父親や祖父母の育児学級の強化。必ず参加して今の育児を知ってほしい。(就学前児童保護者)

### (3) 保育サービスの充実

### (4) 子育て支援サービスの充実

#### ●統計(社会情勢)やアンケート結果

- ・就学前児童保護者の教育・サービスの利用希望について、「認定こども園」の割合が約5割と最も高く、前回調査に比べて高くなっています。
- ・就学前児童・小学生児童保護者ともに、母親の就労状況について、「フルタイム」の割合が前回調査に比べて高くなっています。
- ・病児・病後児保育の利用希望について、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」の割合が就学前児童保護者では約4割、小学生児童保護者では約2割となっています。

#### ●前計画での取り組み

- ・通常保育事業、認可外保育園保育料補助事業では、待機児童解消の一環として取組を行っています。通常保育事業において、平成30年度から令和6年度にかけて待機児童ゼロを達成していましたが、年度途中の待機児童解消までには至っていない状況です。また、0才～3歳児の受け皿不足となっている一方で、4、5歳児の受け皿については確保できており、需要と供給にギャップが生じている状況となっています。認可外保育園保育料補助事業においては、利用している保護者に対して補助金を交付し、経済的支援を行っています。
- ・延長保育では、保護者の勤労状態の多様化に伴う延長保育の需要に対応するため、市内の保育施設において実施しています。
- ・病児・病後児保育では、現在、市内2施設、市外2施設の医療機関での実施や各認定こども園において、体調不良児対応型の病児保育を実施し、保護者の子育てと仕事の両立を支援しています。
- ・子育て支援施設の設備・運営では、子育てに関する相談や情報収集・発信、親子交流スペースの提供等を行っています。また、とみここでの子育て支援として、月2回程度を開放しており、「あそびのひろば」等の実施や子育て講座の開催等を行っています。
- ・平成30年5月に全庁的な取組として「富谷市子どもにやさしいまちづくり推進庁内連携会議」を設置し、全庁あげて「子どもにやさしいまちづくり」に取り組んでいます。また、平成30年11月に「子どもの権利条約」の「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」に基づいた5つの柱からなる「富谷市子どもにやさしいまちづくり宣言」を行いました。本市では、推進庁内連携会議を通して、職員一人一人が「子どもにやさしいまちづくり」について考え、職員の意識醸成を行っています。また、「とみやわくわく子どもミーティング」等を開催し、こどもたちの意見を市政に反映しています。

## ●課題

- ・保育サービスの需要は高くなっていることから、待機児童が発生している年齢の受け皿や保護者の経済的支援を行っていくことが必要です。
- ・保護者の働き方が多様化していることから、保護者のニーズに応じた保育時間の確保が必要です。
- ・病児・病後児保育の利用希望が高いことから、医療機関や民間の保育施設に委託し、保護者のニーズに応じた受け皿の確保をしていくことが必要です。
- ・子育て支援サービスにおいて、子育て家庭に対し、身近な地域で集える居場所づくりを継続して実施していくことが重要です。
- ・子育て支援や教育環境の更なる充実を図り、引き続き「子どもにやさしいまちづくり」を進め、こどもや若者、子育て世帯に選ばれ、住み続けたいと思えるまちづくりに取り組んでいくことが重要です。また、富谷の未来を担う宝であるこどもたちを社会全体で支え、誰もが安心して子どもを生み育てられるよう、結婚・妊娠・出産・子育てまで切れ目のない支援が必要です。
- ・子どもにやさしいまちの実現に向けては、こども・若者の意見を聴く場を設定し市政に反映していくことやこども・若者の視点を意識して取り組んでいくことが重要です。
- ・「富谷市子どもにやさしいまちづくり」は、宣言の啓発の域にとどまらず、行政だけでなく、地域や企業とともに「こどもまんなか社会」の推進が図れるよう、施策・事業を継続し子どもにやさしいまちづくりを推進していくことが重要です。



### 【アンケートの自由回答より】

・病児保育がもっと気軽に利用できる様になって欲しい。持ち物が多く、出勤前にそれらを準備するのは大変。予約もネットで簡単にできる様なれば良いと思う。(就学前児童保護者)

## (5) 地域における子育て支援の充実

### ●統計(社会情勢)やアンケート結果

- ・時代の変化に伴う課題ニーズの変化には「誰か」単体の力だけでは解決できず、関係機関や、民間団体等との協働・連携が欠かせません。
- ・こども大綱では、こども施策の共通基盤として「こども・若者・子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援」「地域における包括的な支援体制の構築・強化」が掲げられています。

### ●前計画での取り組み

- ・育児グループによる育成支援では、社会福祉協議会主催の子育てサロン「とことこ」を実施しています。また、社会福祉協議会ではサロンサポーターの固定化が見られ、新規サポーターの発掘・養成には至っていない状況です。
- ・社会福祉協議会主催の子育てボランティア育成とネットワークづくりでは、子育てボランティア育成において、必要に応じて人材の養成等を随時行っていますが、高齢化による活動内容の制限やコーディネートが困難な側面もみられています。また、ネットワークづくりにおいては、社会福祉協議会の地域福祉事業と合わせてニーズの把握に努めています。
- ・シルバー人材センターが実施している地域活動組織による育児支援サービス事業に対し、十分な支援措置がない状況であることから、サービスは現状維持となっています。
- ・ファミリーサポート事業については、新型コロナウイルス感染症の流行前と比べると会員数は減少し利用実績も減少しましたが、新型コロナウイルスが5類感染症に移行してからは、少しずつ会員数も増加してきています。
- ・ファミリーサポート事業についても、毎年研修を行い協力会員の質の向上及び会員数を増やすよう努め、会員組織の活動が図られるよう事業の充実に努めています。

### ●課題

- ・事業の安定した運営や充実に向けて、新規サポーターの養成や新規ボランティアの確保が必要です。
- ・シルバー人材センターによる子育て支援事業において、十分な支援措置を実施するためには、人材の確保が必要です。そのため、市のホームページやチラシ、各種イベントやボランティア活動を通じた入会促進を図ることが重要です。
- ・ファミリーサポート支援の協力会員に対し、スキルアップ研修会を開催し、質の向上と情報交換などの交流を継続して行っていくことが重要です。



#### 【アンケートの自由回答より】

- ・母親の休息が確保できるようになって欲しい。父親は母親の身体的変化を知って欲しい。父親は子どもの生活の1日の流れを知り主体的に育児に参加して欲しい。遊び方、関わり方、成長段階を知る機会が定期的にあって欲しい。(就学前児童保護者)

## 目標2 こどもや母親の健康・保健・医療の充実したまち

### (1) 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策

#### ●統計(社会情勢)やアンケート結果

- ・就学前児童保護者では、産後に不安や負担は感じたかについて、「とても感じた(感じている)」「時々感じた(時々感じている)」を合わせた割合が約7割となっています。また、産後に不安や負担は感じた内容では、「出産や育児による体の疲れ」「十分な睡眠がとれない」が多くなっています。
- ・「こども未来戦略」では、産後ケア事業について、「本事業を子ども・子育て支援法の地域子ども・子育て支援事業として位置付け、支援を必要とする全ての方が利用できるようにするための提供体制の確保に向けた取組を進めるとともに、支援の必要性の高い産婦などを受け入れる施設に対する支援の拡充を行い、子育て家庭の産前・産後の心身の負担軽減を図る観点から、実施体制の強化等を行う」と示されています。
- ・令和4年に成立した児童福祉法等の一部改正では、「児童虐待の相談対応件数が増加を続けるなど、子育てに困難を抱える世帯が顕在化してきている状況を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援体制の中核を担うこども家庭センターの設置や地域における障がい児支援の中核的役割を担う児童発達支援センターの位置付けの明確化などが行われた」と示されています。

#### ●前計画での取り組み

- ・産前・産後サポート事業(産後:赤ちゃんとママのおしゃべりサロン)では、母子が孤立せず、気軽に相談できる育児不安の軽減となるよう、生後2か月程度の乳児を養育中の母親が集う機会として毎月開催しています。
- ・産後支援事業では、支援件数が増加しており、利用者満足度が向上されています。
- ・相談支援事業(来所相談・すくすく相談)では、毎回20~40名の相談があります。育児における悩みや不安に対し、保健師、栄養士、心理士などの専門職によるきめ細かな相談対応を実施しています。
- ・療育支援事業では、発達相談事業の体制を整備し、円滑に相談を受けられるよう充実を図っています。また、こどもの発達に不安を感じている保護者に向けた勉強会の実施や自閉症スペクトラムの子の親の会の活動支援、育児や療育の支援を行っています。
- ・令和4年4月1日より、とみや子育て支援センターと子育て支援課に「子育て家庭総合支援拠点」を設置しました。今後、母子保健・児童福祉機能が一体的に行う「こども家庭センター」を設置し、相談しやすい環境整備を行い、更なる子育て支援の充実を図っていきます。

## ●課題

- ・産後に不安や負担を感じている保護者は多くなっていることから、今後も育児不安の軽減が図れるよう相談体制の充実を図ることが重要です。
- ・産後支援事業の需要も伸びていることから、支援を必要とする全ての方が利用できるようにするための提供体制や支援者の確保に向けた取組を進め、支援の必要性が高い産婦などを受け入れる施設に対し、支援の拡充を行うことが重要です。
- ・児童虐待の相談対応件数の増加や、こどもへの対応など子育てに困難を抱える世帯が顕在化してきている状況を踏まえ、こどもの発達に不安を感じている保護者に対し、寄り添い、相談しやすい環境として今後「こども家庭センター」を設置し、更なる子育て支援の充実を図っていきます。



### 【アンケートの自由回答より】

- ・子どもに関することは、日中、夜など時間に関わらず不安なことが起きるので、土日も含めてもっとたくさんの時間に相談できるとよりうれしい。(就学前児童保護者)

## (2) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策

### ●統計(社会情勢)やアンケート結果

- ・就学前児童・小学生児童ともに子どもの権利の中で特に大切だと思うことについて、「自分の考えを自由に言えること」「人と違う自分らしさが認められること」といった意見が多くなっています。

### ●前計画での取り組み

- ・学校保健や関係機関と母子保健の連携では、市内養護教諭と母子保健担当者情報交換会を開催しています。

### ●課題

- ・自由回答で「寄り添える先生を増やしてほしい」との意見を踏まえ、児童生徒の健康状態や学校保健の取組について把握し、健康課題の共有化を図り、連携推進していくことが重要です。
- ・児童生徒の心の変調をいち早く把握し、先生とこどもの信頼関係を強化することが重要です。
- ・子どもの権利を自分事として捉えるための学校教育における取組を行うことが重要です。
- ・学校においても、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを配置し、こどもやその保護者の相談対応できる環境を整えていく必要があります。その中で、背景に生活困窮や虐待及びヤングケアラーなど家庭の問題があるこどもに対し、教育部門と福祉部門が連携を図り支援する体制の構築が必要です。



### 【アンケートの自由回答より】

- ・もう少し子どもに寄り添える先生を増やしてほしい。いじめをする方の子をカウンセリングする環境があるといいと思う(暴力やいじめをしないといけない程、心が病んでいる子が多いから)(小学生保護者)

### (3) 食育の推進

#### ●統計(社会情勢)やアンケート結果

- ・就学前児童保護者では、こどもに関することで日常悩んでいること、あるいは気になることは何かについて、約半数が「食事や栄養に関すること」と回答しています。

#### ●前計画での取り組み

- ・妊娠期から育児期における食育事業では、食に関する食事指導や情報提供を行い、妊娠時期より望ましい食習慣の定着に努めています。また、食育講座に関しては、参加者数が少ない状況となっています。
- ・小学生親子から高齢者世帯を対象に「郷土料理(調理実習)の世代交流事業」を行い、食育を通して、世代間交流を行っています。
- ・小学生親子を対象に「地域の食を活用した食育教室(収穫体験・調理体験)」を行い、親子で収穫体験や調理体験を通して食育の推進を図っています。
- ・食育推進計画の課題解決に向け、関係各課が連携し各種食育事業を実施したほか、SNSによる情報発信に努めています。

#### ●課題

- ・食育講座への興味や関心を持ってもらうため、食育に関する情報(事業の内容紹介など)をSNSやチラシを活用し発信することが重要です。
- ・保護者や市民向けの学校給食試食会を積極的に実施するなど、食育の生きた教材＝学校給食としての様々な取組が必要です。
- ・学校給食費の完全無償化により、地域全体でこどもを守り育てているという市民意識を高めることが重要です。
- ・食育推進計画中間評価より、こどもや未就学児保護者の朝食欠食や、小中学生の肥満傾向児増加などの課題があり、課題解決に向け、関係各課とさらなる連携・食育推進が必要です。



#### 【アンケートの自由回答より】

- ・食品アレルギーをもつこどもがいる家庭向けの情報提供や情報交換ができる場があると大変ありがたい。需要がないかもしれないが、情報交換できる場や支援があると救われると思う。(就学前児童保護者)

#### (4) 小児医療の充実

##### ●統計(社会情勢)やアンケート結果

・本市の総人口はほぼ横ばいとなっているものの、年少人口(0~14歳)では減少しています。

##### ●前計画での取り組み

・子ども医療費助成事業では、令和5年10月診療分より子ども医療費の完全無償化を実施し、保護者の経済的負担の軽減に努めています。

・市内には小児科が増えており、地域でも小児科医療の充実も図られています。

##### ●課題

・少子化対策として、今後もこどもの適切な医療機会の確保と保護者への経済的負担軽減を図っていくことが必要です。



##### 【アンケートの自由回答より】

・医療環境の充実(初診料無料、設備増設など)を求める。(就学前児童保護者)

### 目標3 未来の「とみや」を担うこどもたちの教育の充実したまち

#### (1) 幼児教育の充実

##### ●統計(社会情勢)やアンケート結果

・0~5歳人口は、平成26年~令和5年にかけて減少傾向にありましたが、令和6年ではやや増加しています。

##### ●前計画での取り組み

・幼稚園預かり保育事業では、保護者のニーズに合わせた保育の実施に努めています。

・特別な配慮を必要とする幼児や家庭環境に配慮した支援体制を確立するため、加配職員などの人員確保に努めています。

##### ●課題

・今後も、保護者のニーズに合わせた預かり保育事業を実施し、仕事と子育ての両立支援に向け、保護者への負担軽減を図ることが重要です。

- (2) 確かな学力を育む教育の推進
- (3) 学校・地域・協働の教育体制の構築
- (4) 学校教育環境等の整備充実

●統計(社会情勢)やアンケート結果

・こども大綱では、こども施策に関する基本的な方針の一つとして「こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながらともに進めていくこと」が掲げられています。

●前計画での取り組み

- ・市立小・中学校図書推進事業では、児童生徒の調べる学習の浸透に向け、具体的な学習支援・技術支援を行い、指導技術向上のための研修会を実施しています。
- ・協働教育推進事業では、学校を核とした地域づくりを推進し、学校と地域全体が協働することで未来を担うこどもたちの成長を支える仕組みづくりとして事業を行っています。
- ・スクールカウンセラー事業では、多様化する児童生徒の心のケアや問題行動・虐待等の未然防止のための効果的なカウンセリングの実施に向け、スクールカウンセラーを活用した生徒指導体制の充実を図っています。

●課題

- ・「富谷市図書館を使った調べる学習コンクール」を通して、児童生徒が知る喜びや学ぶ楽しさを実感し、自ら調べる力を身につけ、探究的な学習スキルや問題解決能力の育成を図ることが重要です。
- ・地域資源(ヒト・モノ・コト)を見える化し、地域教材として地域学習の充実を図ることで、ふるさと富谷への愛着心を醸成することが重要です。
- ・GIGAスクール構想に基づくタブレット等のICT活用による個別最適化された学習を提供し、誰一人取り残すことのない教育の実現を図ることが重要です。
- ・地域で活動する地域人材やこどもたちの育成を行うとともに、事業の意義等の周知を図っていくことが必要です。
- ・多様な悩みを抱えている児童生徒に対し、スクールカウンセラーを中心に、相談に対して柔軟かつ迅速に対応していくことが重要です。
- ・経年により老朽化した学校施設の改修、整備の充実、施設の長寿命化が求められていることから、点検状況を学校と共有しながら、安全で安心な教育環境を保持することが必要です。



【アンケートの自由回答より】

- ・市内の公立の小学校、中学校内で教育の格差が顕著だという話をよく耳にする。同じレベルでの教育を切望する。(小学生保護者)
- ・市内すべての小中学校に通級指導教室が設置されるとよい。(小学生保護者)
- ・今まで許可されていたことが、校長や教頭が変わると、禁止となることがある。学校としての対応を一定してほしい。変わるのであれば、その都度きちんとした説明が必要だと思う。(小学生保護者)
- ・教育関連施設を充実させてほしい。早く図書館が完成すればいいと思っている。文化事業を誘致してほしい。(小学生保護者)

## (5) こどもたちのための環境と未来を考えるまち

### ●統計(社会情勢)やアンケート結果

- ・「こどもの居場所づくりに関する指針」では、全てのこどもが、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で成長していけるよう、「こどもまんなか」の居場所づくりを実現することが理念として掲げられています。
- ・就学前児童・小学生児童保護者の放課後の過ごし方の希望について、「放課後児童クラブ(学童保育)」の割合が前回調査に比べて高くなっています。

### ●前計画での取り組み

- ・放課後児童健全育成事業では、小学校の空き教室を活用し、受入可能人数を増やしたことにより、待機児童ゼロを達成しています。また、子育て世帯の人口増加を想定し、プレハブ校舎を利用していた東向陽台小学校児童クラブの定員数を拡大し、新築しています(令和6年度)。さらに、小学校の余裕教室を利用している成田小学校児童クラブについても、定員数拡大と増築を計画しています(令和7年度)。また、保護者の負担軽減のため、注文弁当の提供について検討し、令和5年度試験的に実施し、保護者に対しアンケート調査をしました。それを踏まえて、令和6年度から小学校の長期休業期間における注文弁当の提供を実施しています。
- ・放課後子ども教室については、令和元年度まで実施していましたが、感染症拡大の影響を懸念し、事業を休止していました。令和6年度から、児童を取り巻く環境を踏まえた事業を計画実施していきます。長期休業中には公民館6館で様々な体験ができるような体験講座を企画、実施しています。
- ・子ども食堂などのこどもの居場所づくりを運営している団体に対し、開設費及び運営費の一部を補助する事業を実施しています。
- ・各公民館の児童教育事業では、自由に利用できるプレイルームの開室時間を延長し、放課後や学校の長期休業中における居場所づくりをおこなっています。また、様々な体験活動を提供する場としての学習講座を実施しています。
- ・人がつながり、文化と創造性を育む、生涯にわたる学びと交流の拠点の場として年齢を問わず幅広い世代の方々が利用できる施設として、図書館・児童屋内遊戯施設・スイーツステーションの複合施設の整備を進めています。

### ●課題

- ・こどもの居場所づくりとして今後も事業を実施し、地域の状況や時代とニーズに対応した事業の展開が必要です。
- ・放課後児童クラブの利用希望は高まっていることから、利用児童数の増加が見込まれます。そのため、待機児童ゼロを継続するためには、受入環境の整備と定員の拡大が必要です。
- ・「こどもまんなか社会」の実現に向けて、こども・若者のニーズや意見を聞く場を作ることが必要です。
- ・富谷市で暮らしを豊かにする生涯学習の拠点として図書館の整備し多様なニーズに応じた質の高い生涯学習の機会の提供が必要です。
- ・子育て世代からニーズが高い、雨天や冬季もこどもたちが伸び伸び遊べる屋内遊戯施設の整備を推進し、子育て環境の充実を図ることが重要です。

- ・子ども達が、生まれ育った環境に左右されることなく、安心して生活することができ、将来に向けて夢や希望をもって成長していける地域社会の実現を目指した取組を行っていくことが重要です。
- ・子どもが社会的に孤立せず、安全・安心に生活過ごせるよう、子どもの居場所づくりの推進を行っていくことが必要です。



#### 【アンケートの自由回答より】

- ・放課後等デイサービスを利用しているが、学校の長期休み期間の預かりが9時、10時からの預かりが多い。仕事が9時からなので8時半か9時から預かって下さる事業所さんがあったら助かる。(小学生保護者)
- ・放課後、子ども達が安心して遊べる場所がないので、放課後子ども教室を近くに作って欲しい。放課後児童クラブも利用したい時に利用しやすいようになればいいと思う。(小学生保護者)
- ・学童に登録していない子も利用できるような取り組みをして欲しい。学童に入れず、家でずっとお留守番よりは1時間、2時間と時間をつぶせる場所が必要だと思う。(小学生保護者)
- ・仕事をしたいと考えているが、児童クラブはすぐに預ける事が出来ない為、なかなか合う時間帯の仕事が見つからない。仕事が決まったらすぐに預けられるといいなと思う。(小学生保護者)
- ・子どもだけで行ける施設や預けられる場所が少ない。一人で留守番をどうしてもしてもらわないといけない時など、不安になる。学校から帰って、自由に遊べる公民館とか誰でも行ける学童などがあっていいなと思う。(小学生保護者)

## 目標4 こどもを支援する生活環境の整備されたまち

- (1) 安心して外出できる環境の整備
- (2) 安心・安全なまちづくりの推進
- (3) 安全な道路環境の整備や交通安全活動の推進
- (4) 犯罪等の被害防止活動の推進

### ●統計(社会情勢)やアンケート結果

・こども大綱では、「こども・若者が、犯罪、事故、災害等から自らと他者の安全を守ることができるよう、体験的な学びを含め、発達に応じて、体系的な安全教育を推進すること」が重要事項として示されています。

### ●前計画での取り組み

- ・公共施設等の日常点検の実施及び改善では、保守点検や公園施設の点検、適切な更新、修繕などを行い、安全に施設利用ができる環境整備に努めています。
- ・災害対策事業では、地域における防災力の強化を図るため、毎年開催される防災指導員養成講習への参加を促し、防災指導員の育成に努めています。
- ・市道維持管理事業では、市道延長の舗装補修や側溝の整備を行っていますが、道路の維持管理については予算と人員が限られている状況です。
- ・地域安全運動の実施では、令和2年10月に大和警察署及び黒川地区市町村において締結した「安全・安心のための見守り活動に関する協定」に基づき、大和警察署からの要請により防犯カメラの映像の提供を行っています。

### ●課題

- ・建築年数が20～40年を経過している施設や、老朽化による小規模修繕が増えていることから、計画的な大規模修繕も進めていくことが必要です。
- ・災害発生時に迅速な対応が行えるよう、引き続き災害対策を担う人材育成を行うことが重要です。
- ・安全な道路環境を整備していくため、より効率的な維持管理に努めていくことが重要です。
- ・今後も、事件の早期解決に繋げるため、地域住民や警察等との連携を図ることが必要です。



#### 【アンケートの自由回答より】

- ・公園の管理、遊具の整備、修繕をお願いしたいです。(就学前児童保護者)
- ・外で遊べる大きな公園、施設などがもっとほしい。こども達が歩いても安全な道路の管理。(就学前児童保護者)
- ・通学路等、道路環境の整備をお願いしたい。交通量が多いのに道幅も狭く、街灯も少なく熊やイノシシの出没も多く、大変危険が多いと感じている。対応を早急をお願いしたい。(小学生保護者)
- ・犯罪に巻き込まれてしまうようなニュースを多く見るため、そのようなことから子どもたちを守っていけるような環境づくり、教育を地域全体でしていければいいと思う。(小学生保護者)
- ・通学路の整備対策をもう少し見直して欲しい。(ガードレールや冬場の除雪体制など)(小学生保護者)
- ・公園設置について。規準だけでなく、魅力ある町づくりの一つとして、工夫してほしいと思う。自然も土地もいっぱいあるのに、もったいない。(小学生保護者)

## 目標 5 すべての児童の健全育成を目指すまち

### (1) 経済的支援の充実

#### ●統計(社会情勢)やアンケート結果

- ・就学前児童・小学生児童保護者ともに、ご自身に関することで日常悩んでいること、あるいは気になることについて、「こどもの教育にかかる経済的な不安が大きくなっていること」の割合が約4割と最も高くなっています。
- ・子どもの生活実態調査の小学5年生及び中学2年生の保護者では、必要だと思う支援について、「お子さんの就学にかかる費用が軽減されること」の割合が61.2%と最も高く、次いで「お子さんが受けられる無料(低額)の学習支援制度」の割合が38.4%、「お子さんのことや生活のことなど悩みごとを相談できること」の割合が23.7%となっています。

#### ●前計画での取り組み

- ・令和5年度から宮城県内の市で初となる、小・中学校給食費の完全無償化を実施し、保護者の経済的負担の軽減に努めています。
- ・奨学金制度では、経済的理由により就学が困難な学生や生徒を対象に、無利子で奨学金の貸し付けを行っています。また、高等学校等就学支援金制度が開始され、毎年の申請者が10名以内となっている状況です。
- ・要保護・準要保護児童生徒援助費補助事業では、経済的理由により就学が困難な児童への援助を行った成果として、大幅な経済的負担の軽減がみられています。
- ・物価高騰下における子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、本市独自の臨時的な支援策として、令和5年度に未就学児、市立学校以外(私立学校等)に在籍する小中学生、高校生相当年齢の保護者に対し、給付金の支給を実施しています。
- ・経済的理由により出産準備ができない方に、収入に応じ少ない費用で安心して出産していただくことができるよう、相談支援を行い、助産制度の活用も必要時行っています。
- ・ひとり親家庭の生活安定を図るため、ひとり親家庭の親が一定の教育訓練を実施した場合の受講費用の補助や一定の専門的な資格所得するための修業期間に給付金の支給も行っています。

#### ●課題

- ・こどもの教育における経済的不安を抱えている保護者は多くなっていることから、今後の社会情勢を踏まえ、事業の検討や経済的な支援を引き続き行うことが重要です。
- ・「制度の利用しやすさの向上」や「当事者視点に立った情報内容の見直し」など、本市に住むすべてのこどもの未来に向けた生活の安定等を支援し、支援制度の情報を積極的に発信し誰もが使える支援策の充実が必要です。
- ・ひとり親家庭の経済的な安定とこどもの健やかな成長のために、女性のための相談、無料法律相談会の開催など、専門的な相談ができる機会をつくり、周知を図っていくことが重要です。
- ・未婚や若年出産をする方に対し、必要な情報提供を行い、適切な支援が受けられるよう、引き続き母子保健と児童福祉間でも連携を図り、かつ関係機関との調整を図っていくことが重要です。



【アンケートの自由回答より】

・所得制限をかけず、平等な助成金や子育て支援をしてほしい。(小学生保護者)

## (2) 児童虐待・DV 防止対策の充実

### ●統計(社会情勢)やアンケート結果

・令和4年度の児童相談所における児童虐待相談対応件数では、年々増加傾向となっており、とくに心理的虐待に係る相談対応件数が増加しています。

### ●前計画での取り組み

・富谷市児童等虐待防止連絡協議会(要保護児童対策地域協議会)では、代表者会議、実務者会議や個別ケース検討会議を開催し、児童虐待の問題の早期発見・解決に向けて、児童相談所や学校・保育所(園)などの関係機関との連携を図っています。虐待件数は年々増加傾向にあり、虐待の種別では、心理的虐待(面前DVを含む)の件数が最も多く、学校や保育所(園)などのこどもの所属機関や市教育委員会や地域福祉課など様々な関係機関との連携を密に支援しています。

・子育ての不安や虐待、困難な問題を抱える女性及びDV被害者支援等に関する相談体制の充実では、母子保健と一体的な支援が実施できるよう、令和4年度に子ども家庭総合支援拠点を立ち上げ、それに伴い家庭児童相談員を増員し、子育てや虐待・DVに対する相談・支援を行っています。

・令和6年4月に本市に、宮城県中央児童相談所黒川支所が開所したことから、児童相談所とさらなる連携を図ることができ、丁寧な支援を行っています。

・毎年11月には「オレンジリボン児童虐待防止推進キャンペーン」に合わせて、各窓口、市内医療機関、町内会、学校関係等に児童虐待やヤングケアラーに関するポスターやリーフレットの配置並びに市広報紙やホームページなどに掲載を行い、周知を図っています。また、要保護児童対策地域協議会において、実務者を対象に研修を行い、資質向上に努めています。

・保護者の疾病やその他の理由により、児童を養育することが難しい状況になった保護者の負担軽減を目的に令和6年度より「子育て短期支援事業」を行っています。

・不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭に対し、子育て世帯訪問支援員が訪問し、家事・子育て等の支援により養育環境を整えることで、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とした「子育て世帯訪問支援事業」を令和6年度より行っています。

・困難な問題を抱える女性及びDV被害者支援としては、相談内容に応じて宮城県主催の「みやぎ女性のための出張相談」や市民協働課主宰の「法律相談」や「女性のための相談」のほか、民間支援団体の相談窓口につなげることに努めています。

・DVで悩んでいる方に手にとってもらえるよう市役所女子トイレや各種市民健(検)診会場などにDV相談窓口が記載されているカードを置き、周知啓発に努めています。

・DVで一時避難が必要な女性に対し、シェルターへの移送及び今後自立した生活ができるよう、家庭児童相談員が支援を行っています。

## ●課題

- ・児童虐待件数も増加傾向であることから、児童虐待を発見した際には、速やかに通告・相談することで、児童虐待の早期発見できることの重要性を市民・関係機関に引き続き繰り返し周知していくことが必要です。
- ・児童虐待やDVなどの問題の早期発見・早期対応の強化を推進するため、教育部門と福祉部門との連携を図り、要保護児童対策地域協議会機能を活用した支援体制の強化を引き続き行っていくことが重要です。
- ・「こども家庭センター」の立ち上げに向け、母子保健担当と児童福祉担当とが連携し、切れ目のない一体的な支援ができる体制を整備・強化していくことが必要です。
- ・DVの相談も複雑化しており、相談窓口の案内のほか困難な問題を抱える女性及びDV被害者が自立した生活を行うための支援などの対応が必要となってきています。このような家庭に育つこどもへの支援を含め、安全・安心な生活を送れるようにするためにも、適切な支援につなげられるよう女性相談を専門に対応できる女性相談支援員の配置が必要です。
- ・児童虐待は、地域の中で孤立した家庭で起きることが多く、家庭への関わり方が難しい問題となっています。また、家庭内で起きる問題の一つであるDVは、児童に心理的外傷を与える児童虐待としての対応が求められます。平成6年4月、わが国が批准した「児童の権利に関する条約」にも、子どもの権利や自由を尊重し、すべてのこどもの幸せを目指し、これらが最大限尊重される社会づくりを実現することが社会の責務としてうたわれています。児童虐待、体罰や暴力のない社会をつくる上で、子どもの権利についての普及啓発が必要です。

### (3) 障がい児施策の充実

#### ●統計(社会情勢)やアンケート結果

・こども大綱では、こども基本法に加え、障害者の権利に関する条約の理念を踏まえ、「障害のあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進し、それぞれのこども・若者の置かれた環境やライフステージに応じて、一般の子育て支援との連続の中で、その発達や将来の自立、社会参加を支援すること」が重要事項として示されています。

#### ●前計画での取り組み

・障がい児保育の充実では、障がいのあるこどもが安心して通園できる施設を案内し、各保育施設については、障がい児の受入れに対する財政支援として補助金を交付しています。また、加配が必要なこどもにおいて、年度途中の入所希望者が多くなっていることから、各施設での受け入れが困難な状況となっています。

・就学教育相談事業では、特別な支援を必要とする幼児・児童生徒への支援の構築と市内小中学校との連携を図りましたが、特別な支援を必要とするこどもは今後も増加傾向となっています。

#### ●課題

・障がい児保育の利用を希望する年度途中の受け入れ対応として、医療的ケアに対応できるスタッフの確保や障がい児保育に関する研修等を行い、理解を深めることが重要です。

・今後、増加が見込まれる特別な支援を必要とするこどもに対し、個別の支援体制を整える必要性があることから、学校、保護者、関係機関と細やかな連携に努めていくことが重要です。



#### 【アンケートの自由回答より】

・障がい児の保育や幼稚園の入所をもっと積極的に受け入れ、加配枠での入所を利用できるよう取り組んでほしい。教員や行政の担当者は保護者の要望を聞き入れ、より本人が安心して生活できる環境を作ってほしい。(就学前児童保護者)

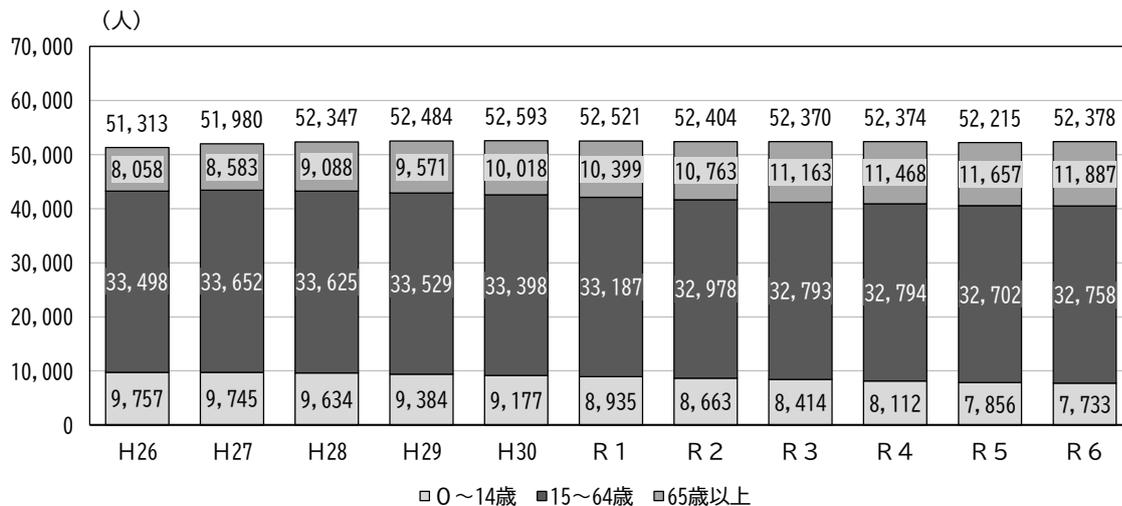
・「子育て支援」は健常児のことにしか目を向けられていないと感じている。これからの時代、医療のより進歩によって障がいのある子や、サポートの必要な子どもは今よりも増えていくと思う。「障がいのある子どもと親への支援」が必要であり、より丁寧に行って欲しい。(就学前児童保護者)

## 2. 本市における人口とこども人口の状況

### (1)人口とこども人口等の推移

本市の総人口は令和6年に52,378人とほぼ横ばいとなっています。また、年齢3区分別にみると、生産年齢人口(15~64歳)、老年人口(65歳以上)では増加していますが、年少人口(0~14歳)では減少しています。

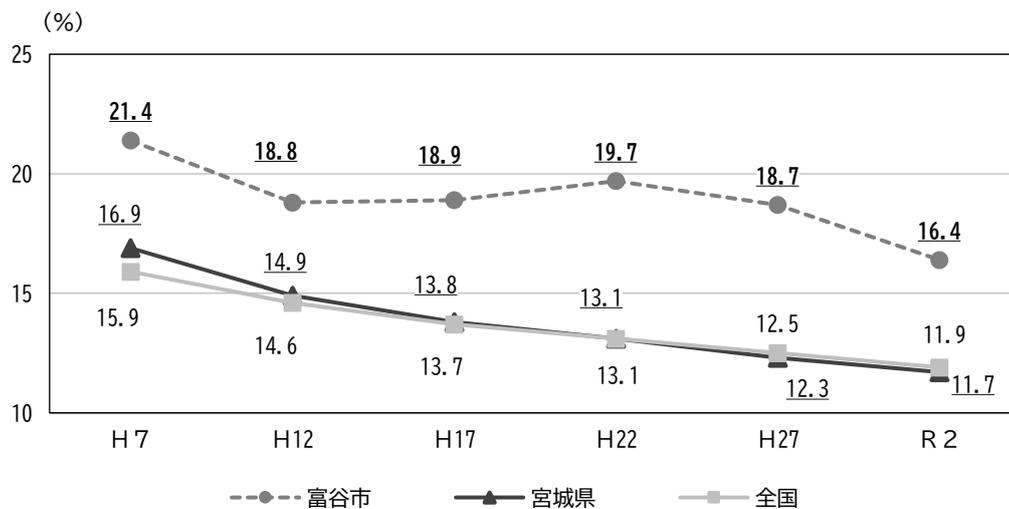
#### ■総人口の推移・推計



資料:住民基本台帳(各年3月31日)

年少人口割合の推移をみると、平成22年から令和2年にかけて低下していますが、県・国よりも高くなっています。

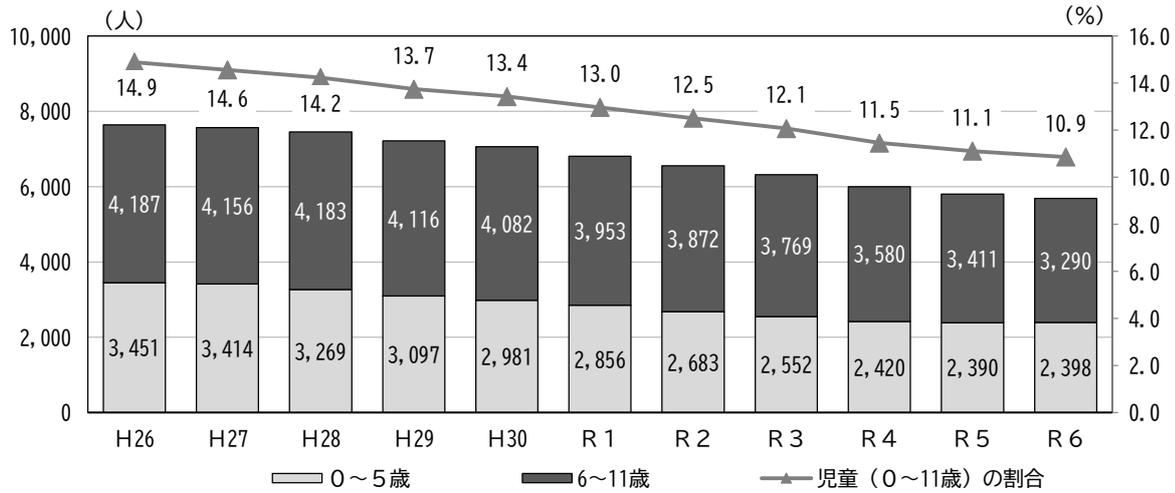
#### ■年少人口割合の推移



資料:国勢調査(各年10月1日現在)

総人口に対する児童(0~11歳)の割合は、年々減少しており、令和6年では10.9%となっています。また、令和6年の0~5歳はやや増加している一方で、6~11歳は減少しています。

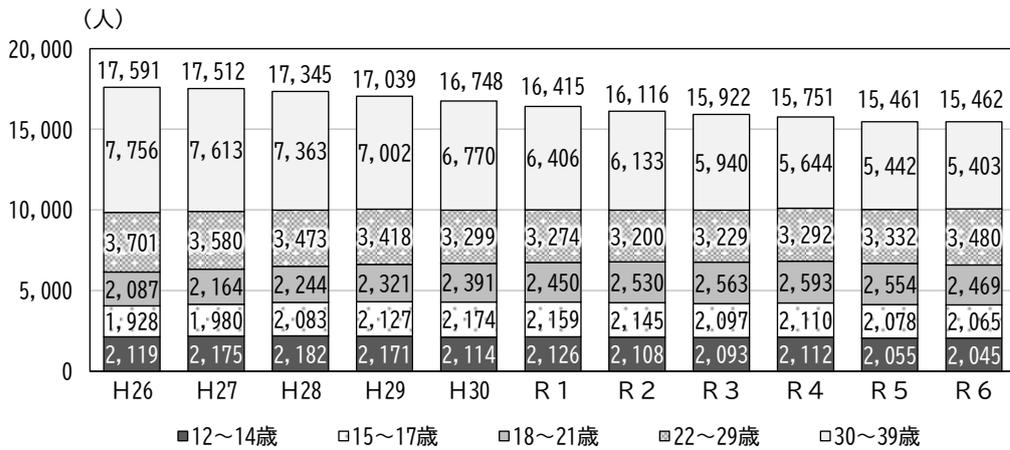
■0～11歳人口の推移



資料:住民基本台帳(各年3月31日)

12～39歳の人口推移をみると、平成26年から令和5年にかけて減少していましたが、令和6年では15,462人とほぼ増減なく推移しています。

■12～39歳人口の推移

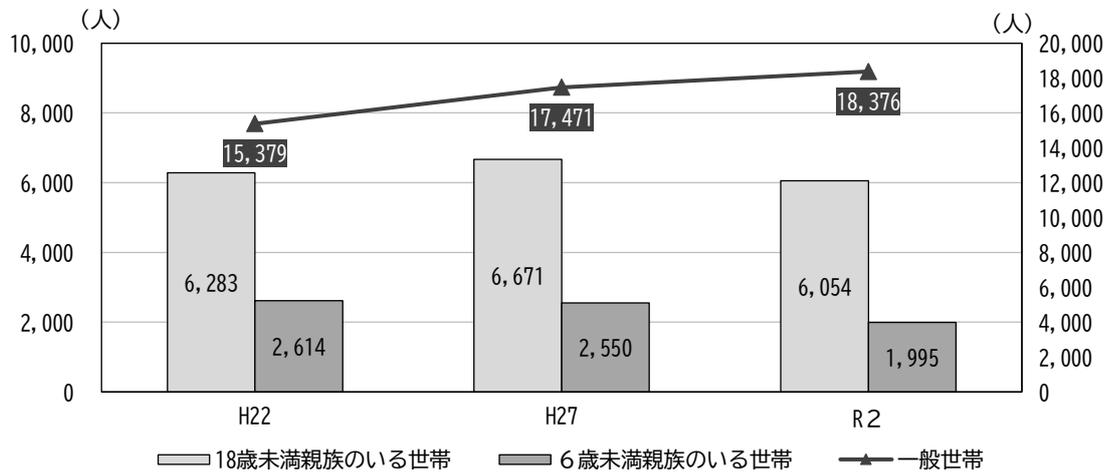


資料:住民基本台帳(各年3月31日)

## (2)子育て世帯の推移

子育て世帯(18歳未満の子どもがいる世帯)の推移をみると、18歳未満親族のいる世帯では増減している一方で、6歳未満親族のいる世帯では年々減少しています。

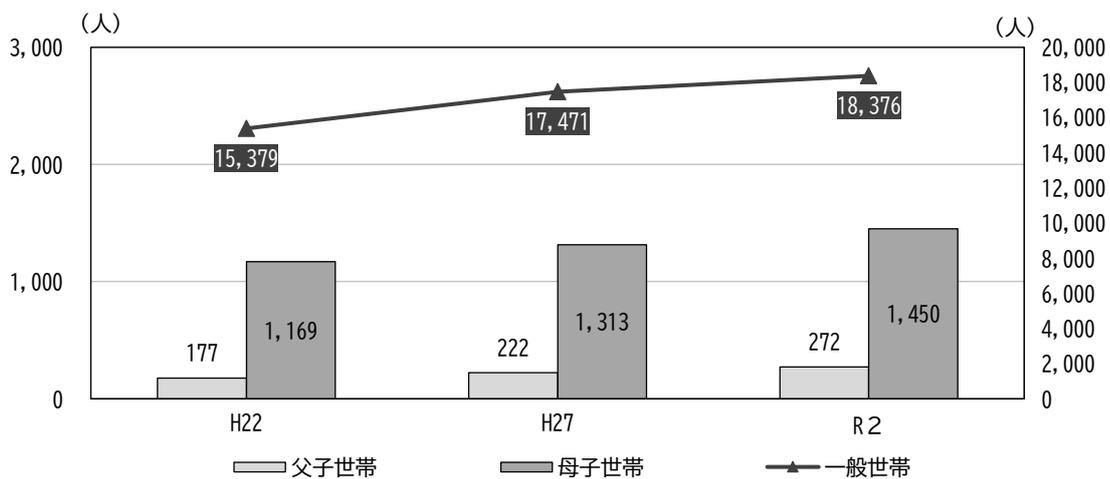
### ■子育て世帯(18歳未満の子どもがいる世帯)の推移



資料:国勢調査

ひとり親世帯の推移をみると父子世帯と母子世帯ともに年々増加しています。

### ■ひとり親世帯の推移

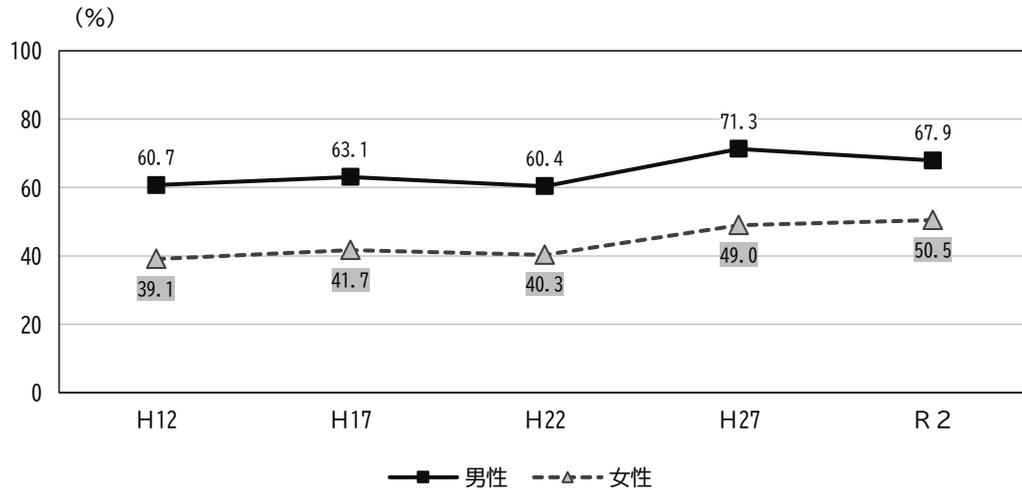


資料:国勢調査

### (3) 就業率の推移

男女別就業率の推移をみると、令和2年では男性が67.9%と減少している一方で、女性では50.5%と年々増加傾向にあります。

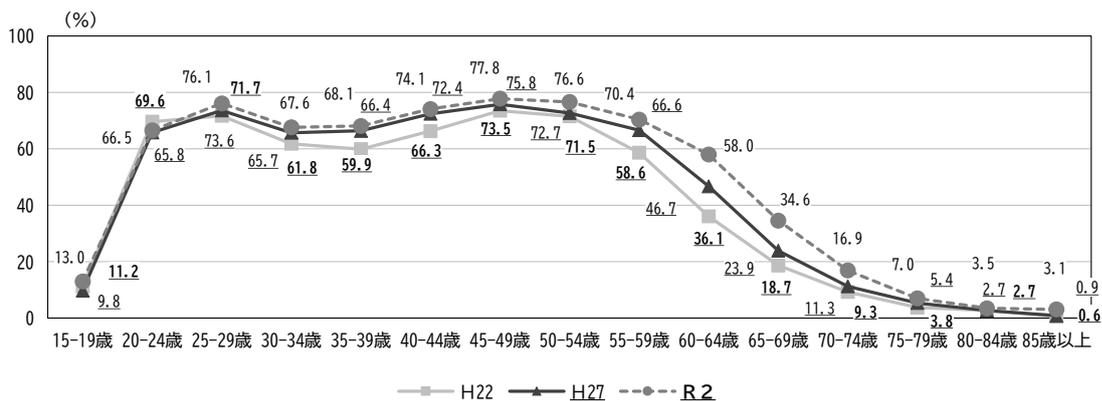
#### ■男女別就業率の推移



資料：国勢調査

女性の年齢別労働力率をみると、平成22年・平成27年と比べて、令和2年ではどの年代も高くなっており、M字カーブが緩やかになっています。

#### ■女性の年齢別労働力率

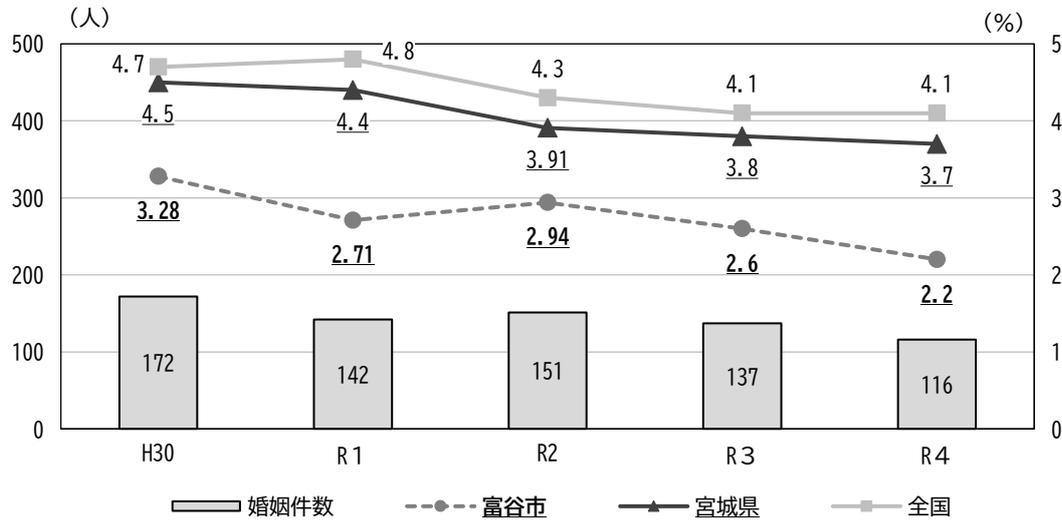


資料：国勢調査

## (4) 婚姻・離婚の状況

婚姻件数(率)の推移をみると、婚姻件数は令和4年には116件と年々減少しています。また、婚姻率は、年々県・国より低くなっています。

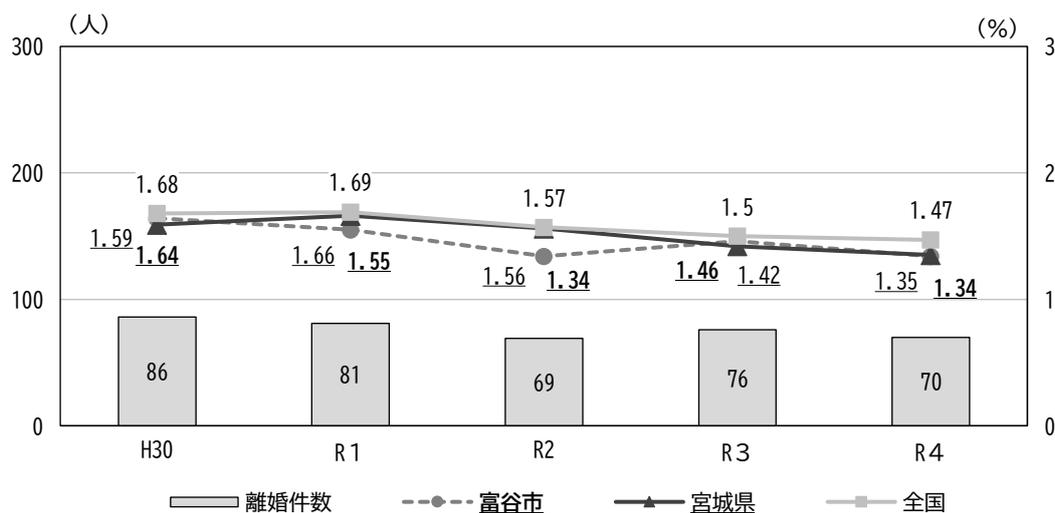
### ■婚姻件数(率)の推移



資料:宮城県の人口動態統計(確定数)の概況

離婚件数(率)の推移をみると、離婚件数は令和2年に69件と減少したものの、その後やや増加し、70件台で推移しています。また、離婚率では国より低くなっています。

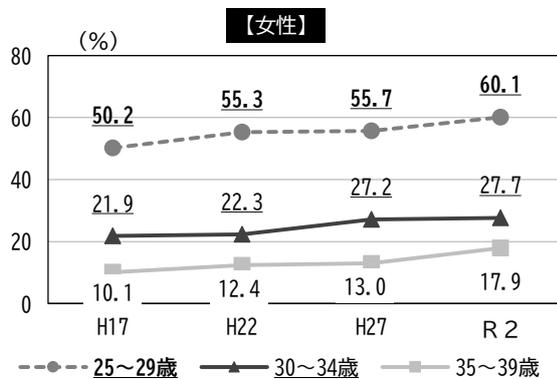
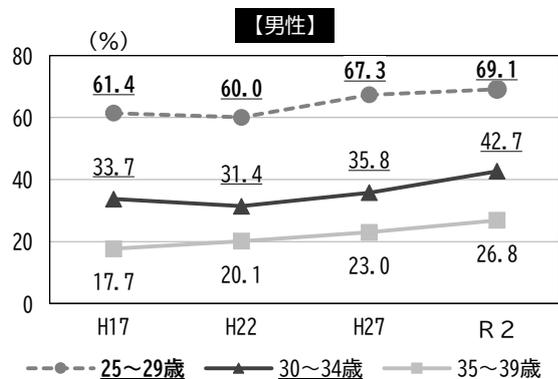
### ■離婚件数(率)の推移



資料:宮城県の人口動態統計(確定数)の概況

性別・年齢別未婚率の推移をみると、男性・女性ともに上昇しており、特に男性では近年上昇しています。

■性別・年齢別未婚率の推移



資料：国勢調査

### 3. アンケート調査結果の概要

#### (1)教育・保育事業の利用状況について

現在の利用状況・利用希望(複数回答)《就学前児童保護者》

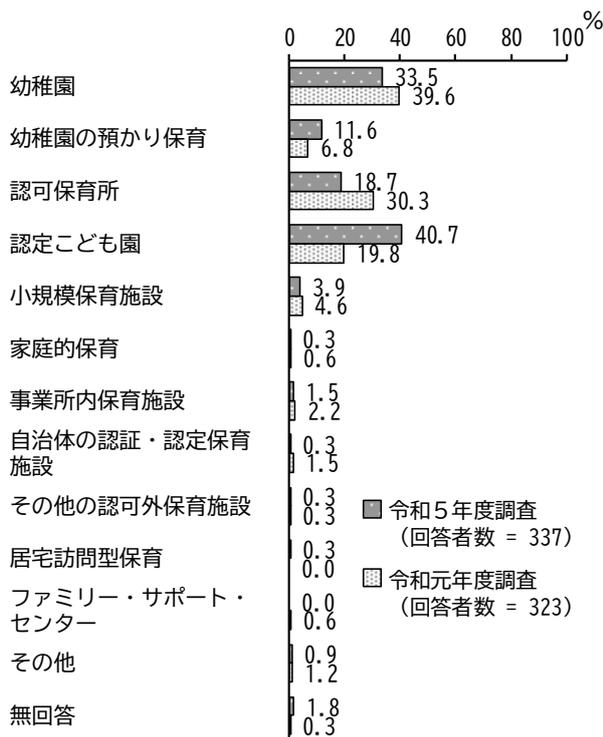
現在利用しているサービスについてみると、「認定こども園」の割合が40.7%と最も高く、次いで「幼稚園」の割合が33.5%、「認可保育所」の割合が18.7%となっています。

令和元年度調査と比較すると、「認定こども園」の割合が20.9ポイント増加しています。一方、「幼稚園」の割合が6.1ポイント、「認可保育所」が11.6ポイント減少しています。

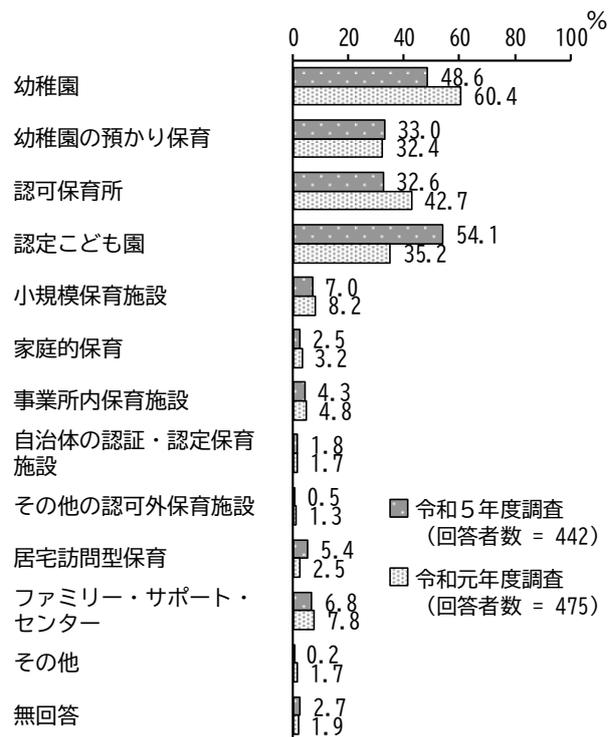
サービスの利用希望についてみると、「認定こども園」の割合が54.1%と最も高く、次いで「幼稚園」の割合が48.6%、「幼稚園の預かり保育」の割合が33.0%となっています。

令和元年度調査と比較すると、「認定こども園」の割合が18.9ポイント増加しています。一方、「幼稚園」の割合が11.8ポイント、「認可保育所」が10.1ポイント減少しています。

#### ■利用状況



#### ■利用希望



※現在、本市では実施していない事業も含まれています。

土曜・休日の教育・保育サービスの利用希望(単数回答)《就学前児童保護者》

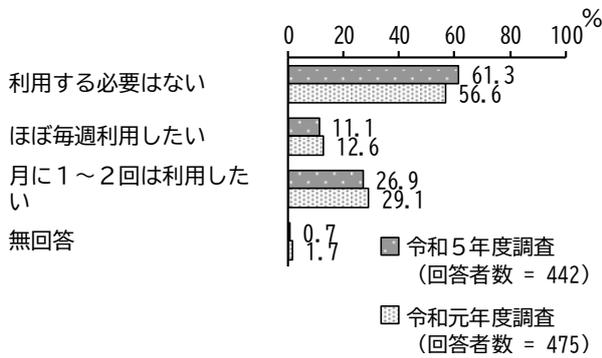
土曜日では、「利用する必要はない」の割合が61.3%と最も高く、次いで「月に1～2回は利用したい」の割合が26.9%、「ほぼ毎週利用したい」の割合が11.1%となっています。

令和元年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

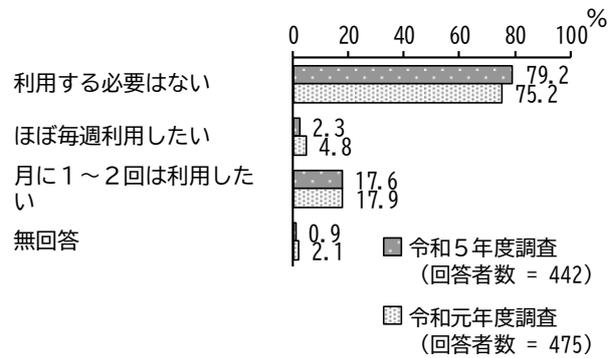
日曜・祝日では、「利用する必要はない」の割合が79.2%と最も高く、次いで「月に1～2回は利用したい」の割合が17.6%となっています。

令和元年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

■土曜日



■日曜・祝日



**放課後の過ごし方の希望について(複数回答)**

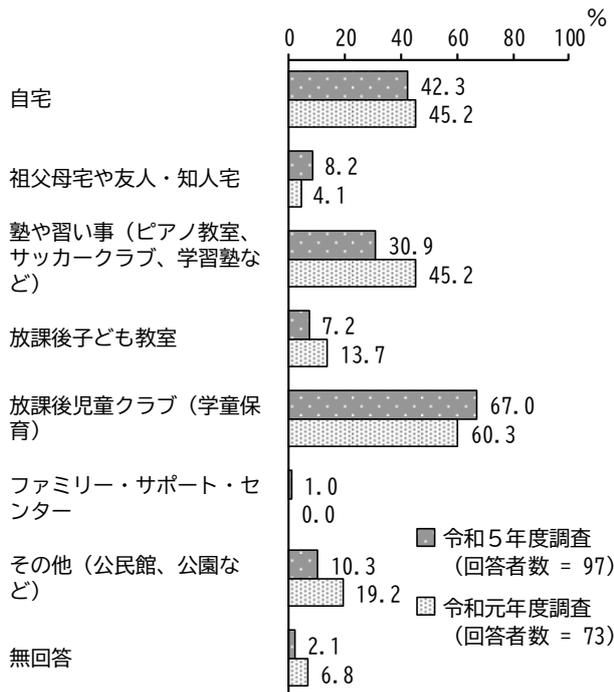
就学前児童保護者では、「放課後児童クラブ(学童保育)」の割合が67.0%と最も高く、次いで「自宅」の割合が42.3%、「塾や習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」の割合が30.9%となっています。

令和元年度調査と比較すると、「放課後児童クラブ(学童保育)」の割合が6.7ポイント増加しています。一方、「塾や習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」の割合が14.3ポイント、「放課後子ども教室」が6.5ポイント、「その他(公民館、公園など)」が8.9ポイント減少しています。

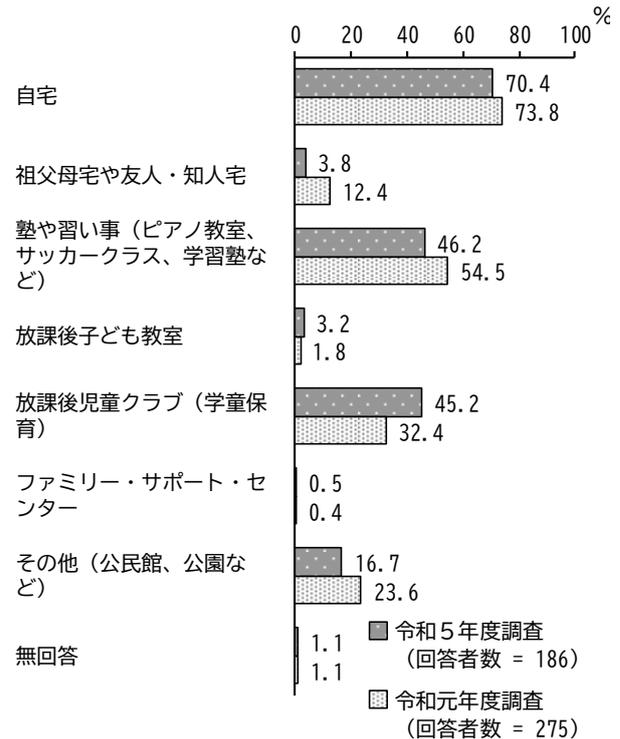
小学生児童保護者では、「自宅」の割合が70.4%と最も高く、次いで「塾や習い事(ピアノ教室、サッカークラス、学習塾など)」の割合が46.2%、「放課後児童クラブ(学童保育)」の割合が45.2%となっています。

令和元年度調査と比較すると、「放課後児童クラブ(学童保育)」の割合が12.8ポイント増加しています。一方、「祖父母宅や友人・知人宅」の割合が8.6ポイント、「塾や習い事(ピアノ教室、サッカークラス、学習塾など)」が8.3ポイント、「その他(公民館、公園など)」が6.9ポイント減少しています。

**■就学前児童保護者**



**■小学生児童保護者**



※現在、本市では実施していない事業も含まれています。

※「放課後子ども教室」…地域の方々の協力を得て、放課後や週末に小学校や公民館で学習・スポーツ・文化芸術活動などを体験する取組です。保護者の就労の有無に関わらず、すべての小学生が利用できます。

## (2)お子さんの病気の際の対応について

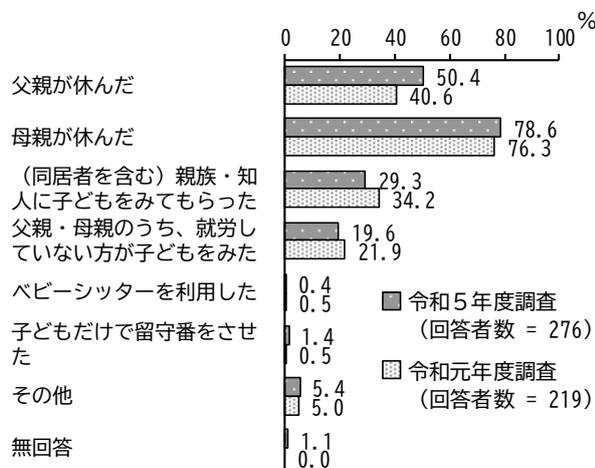
### 病気やケガで普段利用している教育・保育事業を利用できなかった際の対応について(複数回答)

就学前児童保護者では、「母親が休んだ」の割合が78.6%と最も高く、次いで「父親が休んだ」の割合が50.4%、「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」の割合が29.3%となっています。

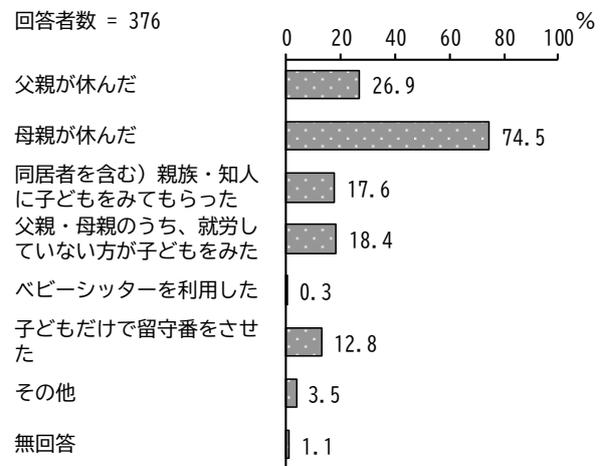
令和元年度調査と比較すると、「父親が休んだ」の割合が9.8ポイント増加しています。

小学生児童保護者では、「母親が休んだ」の割合が74.5%と最も高く、次いで「父親が休んだ」の割合が26.9%、「父親・母親のうち、就労していない方が子どもをみた」の割合が18.4%となっています。

#### ■就学前児童保護者



#### ■小学生児童保護者



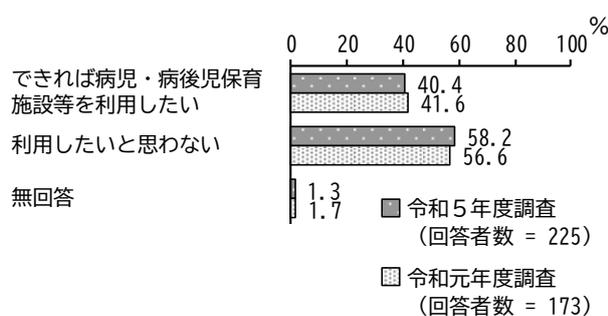
### 病児・病後児保育の利用希望について(単数回答)

就学前児童保護者では、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」の割合が40.4%、「利用したいと思わない」の割合が58.2%となっています。

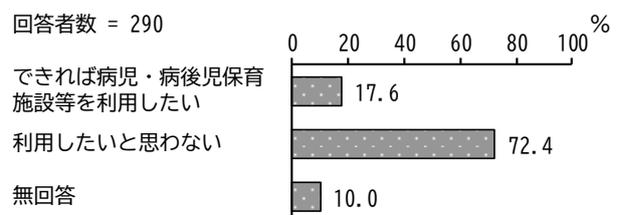
令和元年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

小学生児童保護者では、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」の割合が17.6%、「利用したいと思わない」の割合が72.4%となっています。

#### ■就学前児童保護者



#### ■小学生児童保護者



### (3)保護者の就労状況について

#### 母親の就労状況(単数回答)

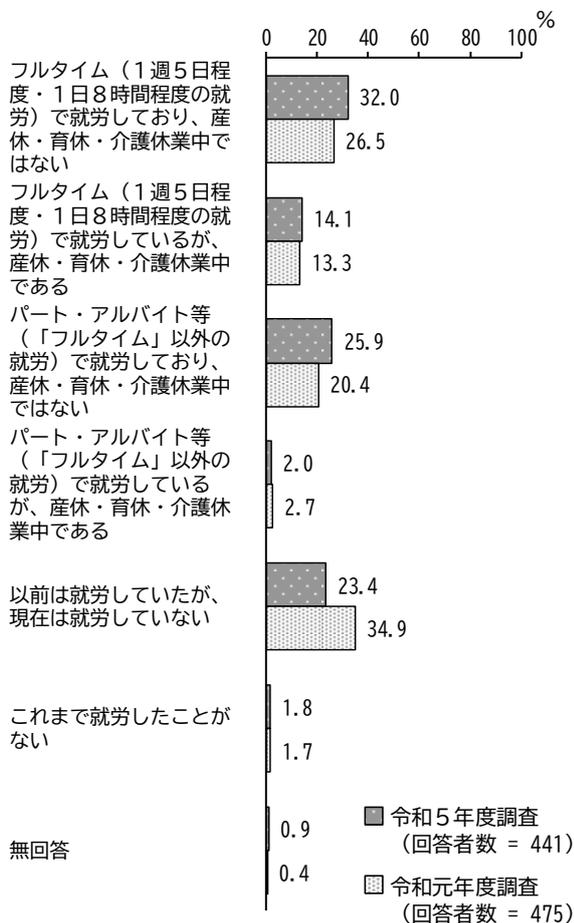
就学前児童保護者では、「フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が32.0%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等(「フルタイム」以外の就労)で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が25.9%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が23.4%となっています。

令和元年度調査と比較すると、「フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が5.5ポイント、「パート・アルバイト等(「フルタイム」以外の就労)で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が5.5ポイント増加しています。一方、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が11.5ポイント減少しています。

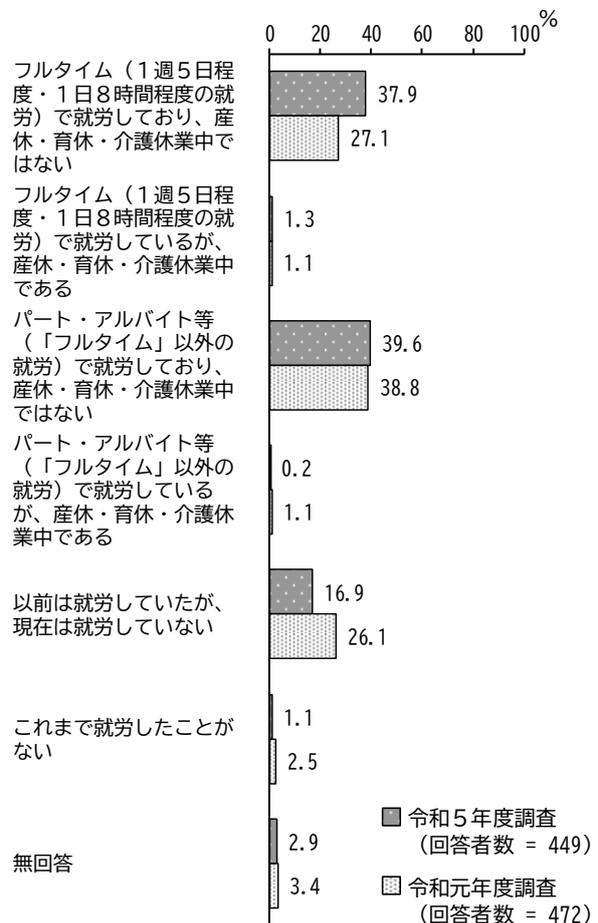
小学生児童保護者では、「パート・アルバイト等(「フルタイム」以外の就労)で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が39.6%と最も高く、次いで「フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が37.9%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が16.9%となっています。

令和元年度調査と比較すると、「フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が10.8ポイント増加しています。一方、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が9.2ポイント減少しています。

#### ■就学前児童保護者



#### ■小学生児童保護者



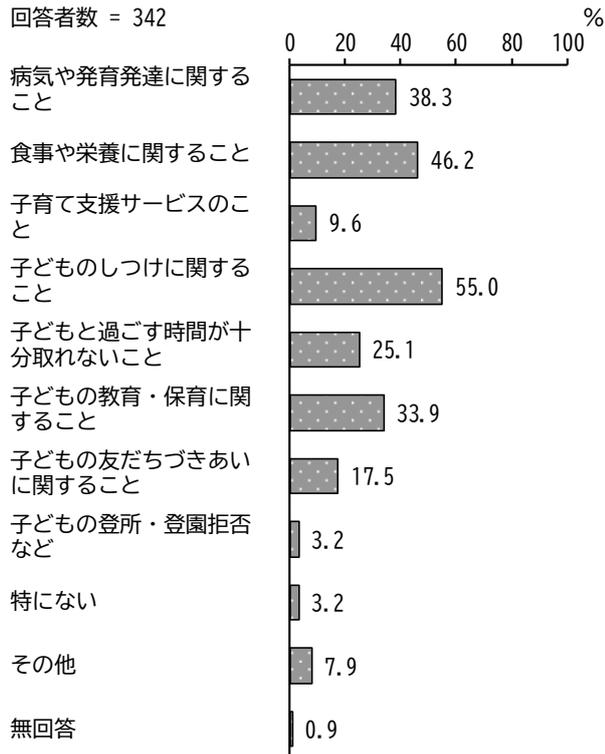
## (4) 育ちをめぐる環境について

子育てに関して日常悩んでいること、あるいは気になること(複数回答)《就学前児童保護者》

「こどものしつけに関すること」の割合が55.0%と最も高く、次いで「食事や栄養に関すること」の割合が46.2%、「病気や発育発達に関すること」の割合が38.3%となっています。

### ■ こどもに関すること

回答者数 = 342



日頃、子どもをみてもらえる親族・知人について(複数回答)《就学前児童保護者》

日頃、子どもをみてもらえる親族・知人はいるかについてみると、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が60.6%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が22.6%、「いずれもない」の割合が19.2%となっています。

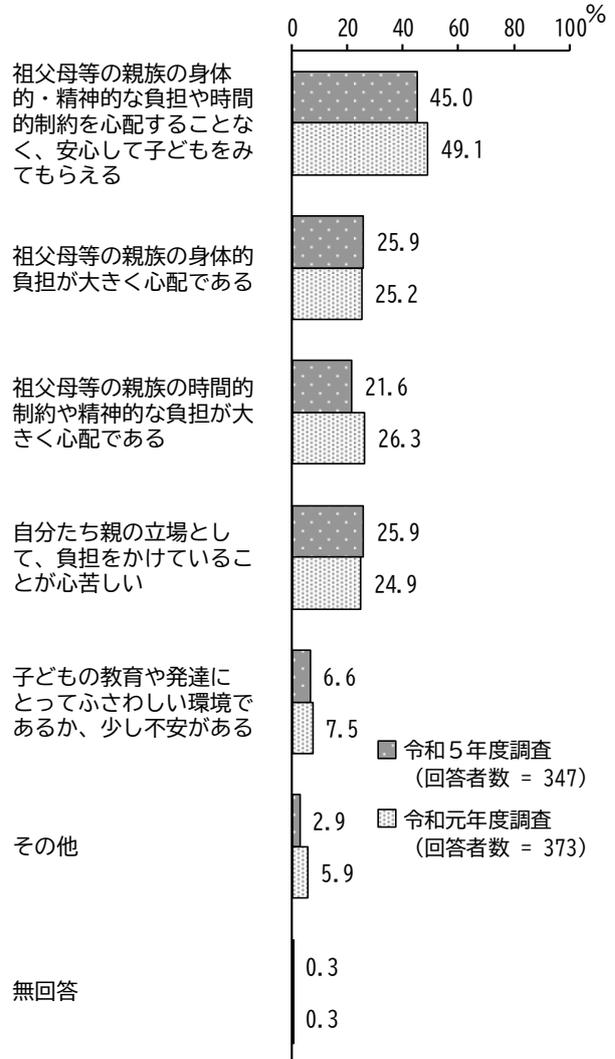
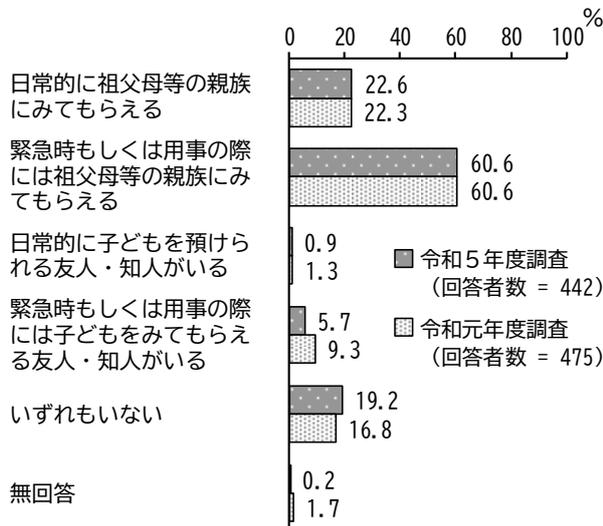
令和元年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

祖父母等の親族に子どもをみてもらっている状況についてみると、「祖父母等の親族の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる」の割合が45.0%と最も高く、次いで「祖父母等の親族の身体的負担が大きく心配である」、「自分たち親の立場として、負担をかけていることが心苦しい」の割合が25.9%となっています。

令和元年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

■日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無

■祖父母等の親族に子どもをみてもらっている状況

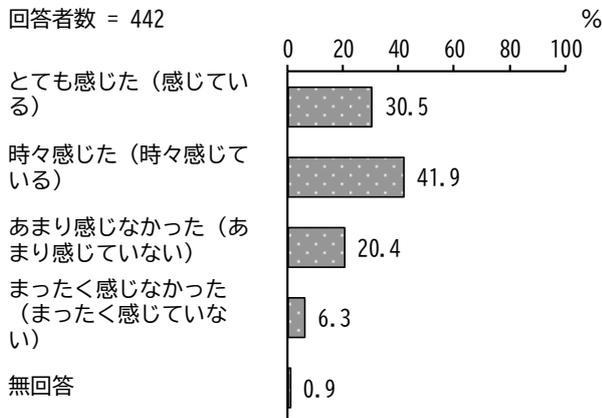


## 産後に不安や負担を感じたこと《就学前児童保護者》

「時々感じた（時々感じている）」の割合が41.9%と最も高く、次いで「とても感じた（感じている）」の割合が30.5%、「あまり感じなかった（あまり感じていない）」の割合が20.4%となっています。

### ■産後に不安や負担は感じたか(単数回答)

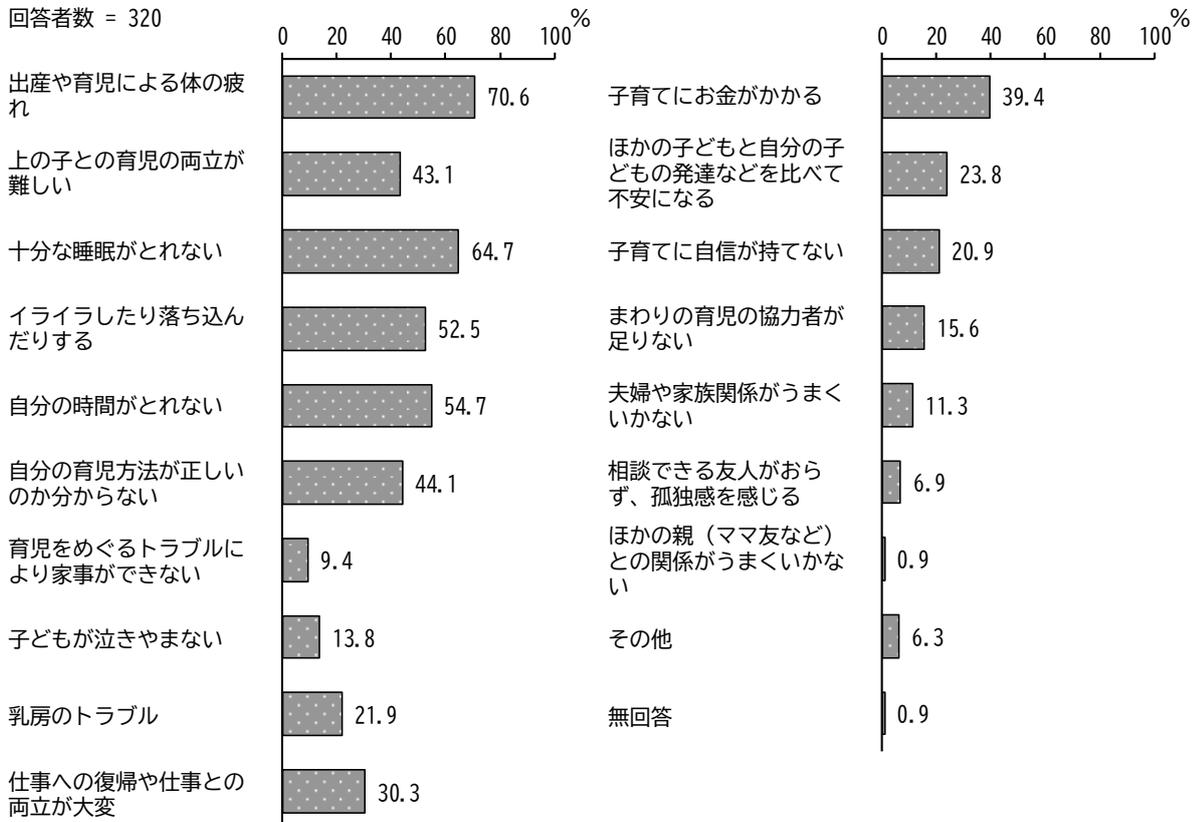
回答者数 = 442



「出産や育児による体の疲れ」の割合が70.6%と最も高く、次いで「十分な睡眠がとれない」の割合が64.7%、「自分の時間がとれない」の割合が54.7%となっています。

### ■産後に不安や負担は感じた内容(複数回答)

回答者数 = 320



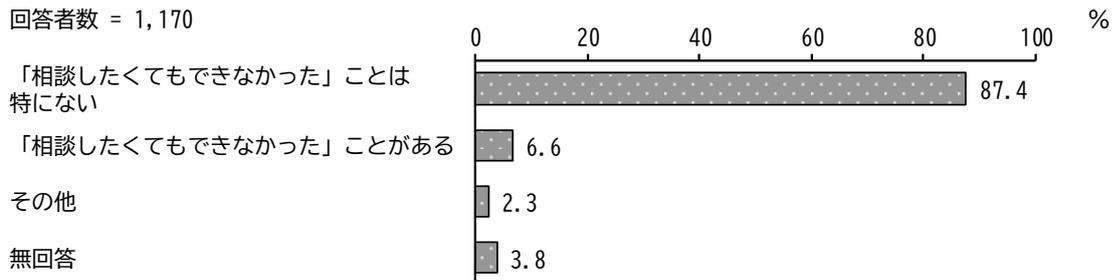
## (5)相談について

### 「相談したくてもできなかった」ことについて《小学5年生及び中学2年生の保護者》

「相談したくてもできなかった」ことは特にない」の割合が87.4%、「相談したくてもできなかった」ことがある」の割合が6.6%となっています。

#### ■「相談したくてもできなかった」こと(単数回答)

回答者数 = 1,170

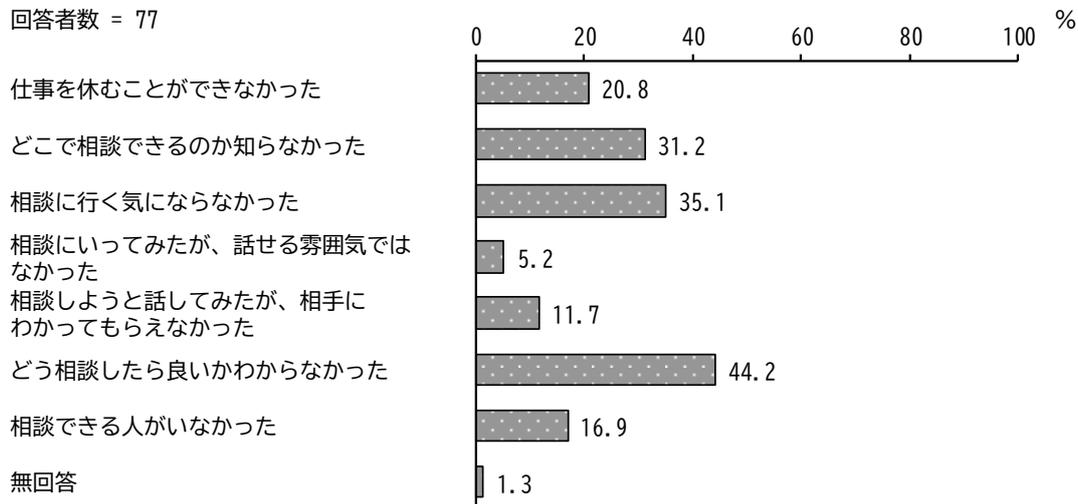


資料: 富谷市子どもの生活に関する実態調査結果報告書(令和5年3月)

「どう相談したら良いかわからなかった」の割合が44.2%と最も高く、次いで「相談に行く気にならなかった」の割合が35.1%、「どこで相談できるのか知らなかった」の割合が31.2%となっています。

#### ■相談できなかった理由(複数回答)

回答者数 = 77



資料: 富谷市子どもの生活に関する実態調査結果報告書(令和5年3月)

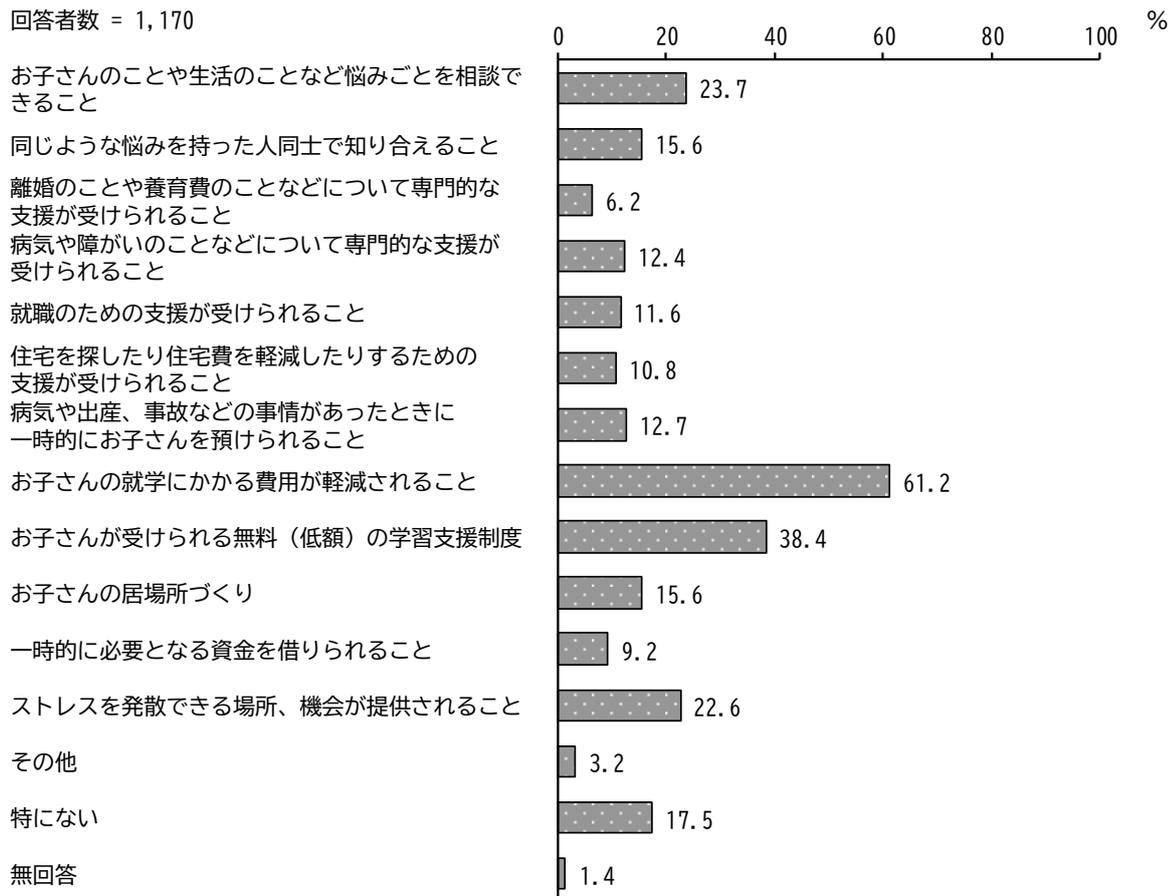
## (6)支援について

### 必要な支援について(複数回答)《小学5年生及び中学2年生の保護者》

「お子さんの就学にかかる費用が軽減されること」の割合が61.2%と最も高く、次いで「お子さんが受けられる無料(低額)の学習支援制度」の割合が38.4%、「お子さんのことや生活のことなど悩みごとを相談できること」の割合が23.7%となっています。

#### ■必要だと思う支援

回答者数 = 1,170



資料:富谷市子どもの生活に関する実態調査結果報告書(令和5年3月)

## (7)両立支援制度について

### 地域における子育て環境や支援への満足度(単数回答)

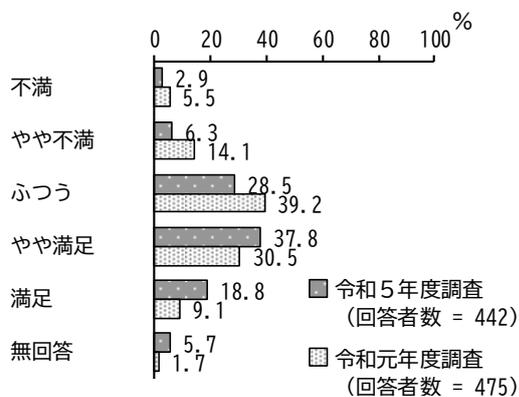
就学前児童保護者では、「やや満足」の割合が37.8%と最も高く、次いで「ふつう」の割合が28.5%、「満足」の割合が18.8%となっています。

令和元年度調査と比較すると、「やや満足」の割合が7.3ポイント、「満足」が9.7ポイント増加しています。一方、「やや不満」の割合が7.8ポイント、「ふつう」が10.7ポイント減少しています。

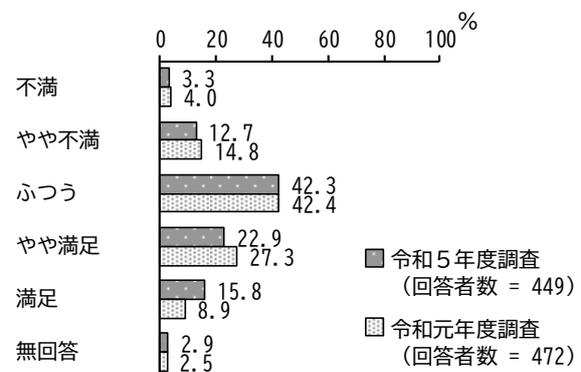
小学生児童保護者では、「ふつう」の割合が42.3%と最も高く、次いで「やや満足」の割合が22.9%、「満足」の割合が15.8%となっています。

令和元年度調査と比較すると、「満足」の割合が6.9ポイント増加しています。

#### ■就学前児童保護者



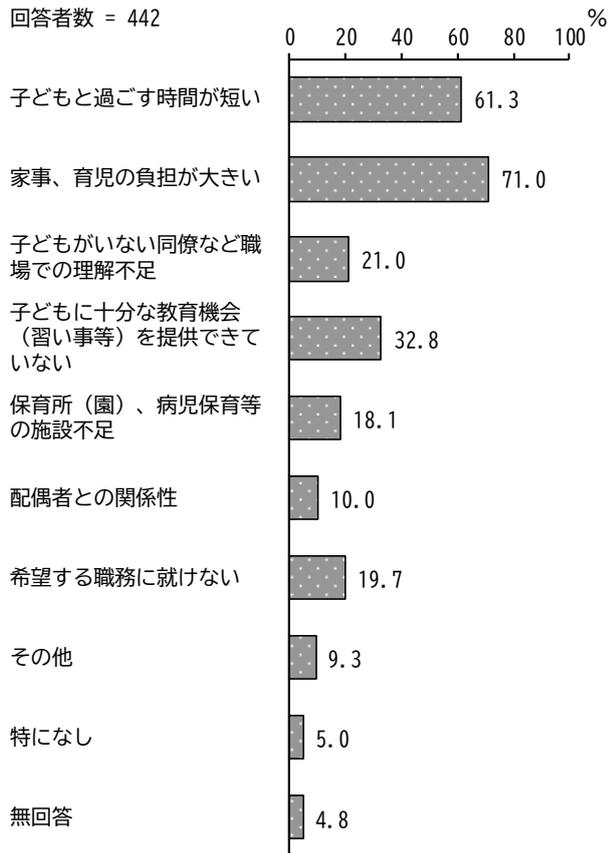
#### ■小学生児童保護者



子育てをしながら仕事を行う上での課題(複数回答)《就学前児童保護者》

「家事、育児の負担が大きい」の割合が71.0%と最も高く、次いで「子どもと過ごす時間が短い」の割合が61.3%、「子どもに十分な教育機会(習い事等)を提供できていない」の割合が32.8%となっています。

■子育てをしながら仕事を行う上での課題



## (8)子どもの権利について

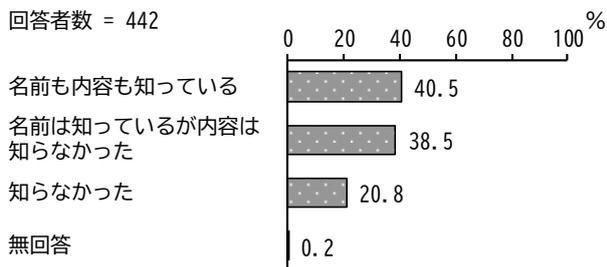
### 子どもの権利の認知度(単数回答)

就学前児童保護者では、「名前も内容も知っている」の割合が40.5%と最も高く、次いで「名前は知っているが内容は知らなかった」の割合が38.5%、「知らなかった」の割合が20.8%となっています。

小学生児童保護者では、「名前は知っているが内容は知らなかった」の割合が44.5%と最も高く、次いで「名前も内容も知っている」の割合が30.7%、「知らなかった」の割合が23.8%となっています。

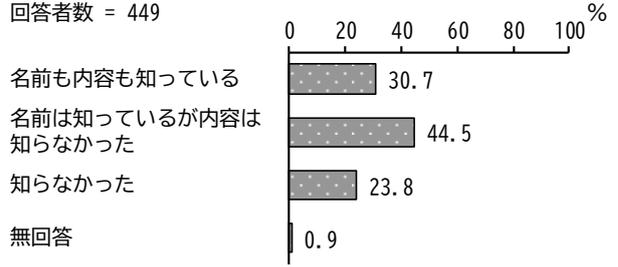
#### ■就学前児童保護者

回答者数 = 442



#### ■小学生児童保護者

回答者数 = 449



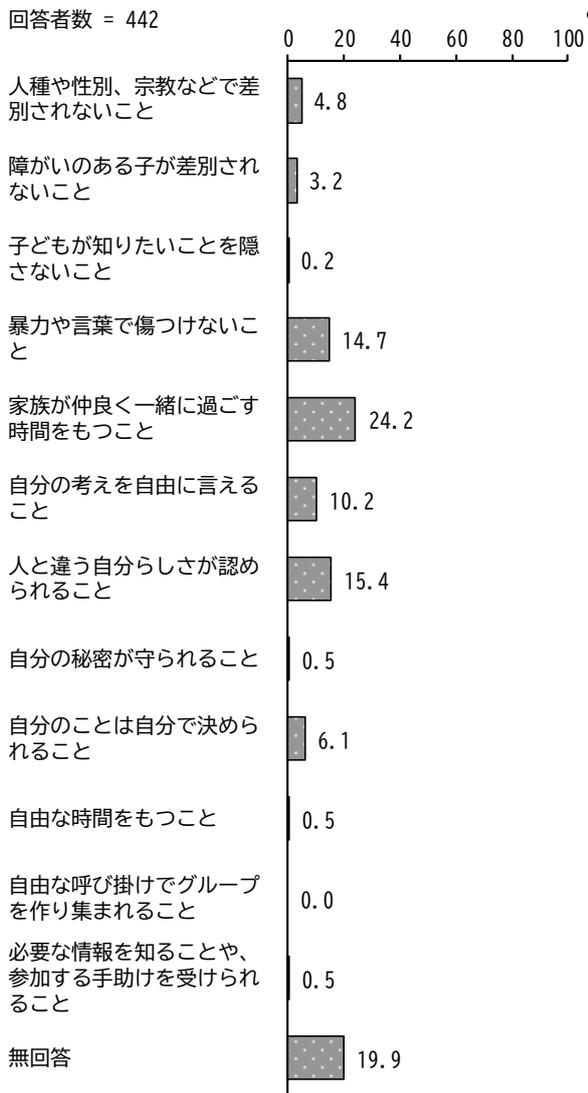
子どもの権利の中で特に大切だと思うこと(単数回答)

就学前児童保護者では、「家族が仲良く一緒に過ごす時間をもつこと」の割合が24.2%と最も高く、次いで「人と違う自分らしさが認められること」の割合が15.4%、「暴力や言葉で傷つけないこと」の割合が14.7%となっています

小学生児童保護者では、「家族が仲良く一緒に過ごす時間をもつこと」の割合が22.3%と最も高く、次いで「人と違う自分らしさが認められること」の割合が19.2%、「暴力や言葉で傷つけないこと」の割合が18.3%となっています。

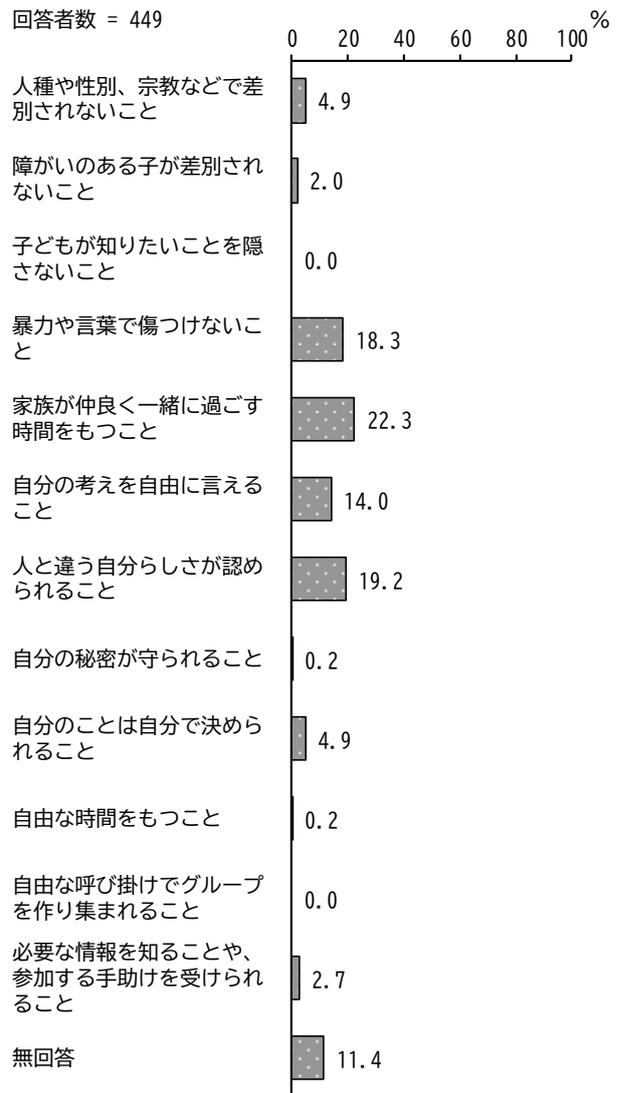
■就学前児童保護者

回答者数 = 442



■小学生児童保護者

回答者数 = 449



## (9)ヤングケアラーについて

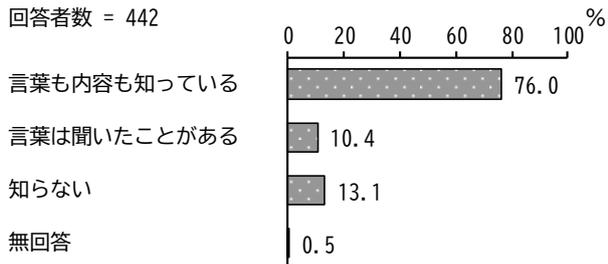
### ヤングケアラーの認知度(単数回答)

就学前児童保護者では、「言葉も内容も知っている」の割合が76.0%と最も高く、次いで「知らない」の割合が13.1%、「言葉は聞いたことがある」の割合が10.4%となっています。

小学生児童保護者では、「言葉も内容も知っている」の割合が84.9%と最も高くなっています。

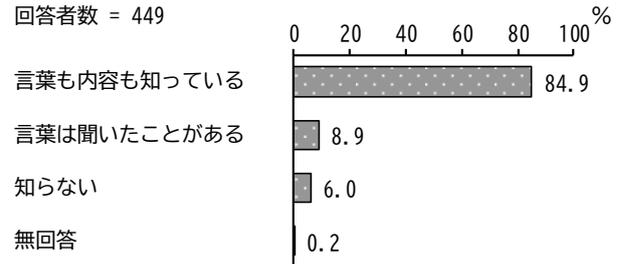
#### ■就学前児童保護者

回答者数 = 442



#### ■小学生児童保護者

回答者数 = 449



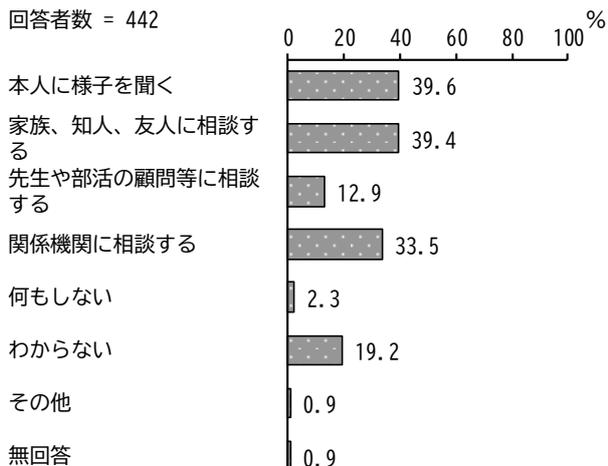
### ヤングケアラーへの対応(複数回答)

就学前児童保護者では、「本人に様子を聞く」の割合が39.6%と最も高く、次いで「家族、知人、友人に相談する」の割合が39.4%、「関係機関に相談する」の割合が33.5%となっています。

小学生児童保護者では、「家族、知人、友人に相談する」の割合が36.5%と最も高く、次いで「関係機関に相談する」の割合が35.6%、「本人に様子を聞く」の割合が34.1%となっています。

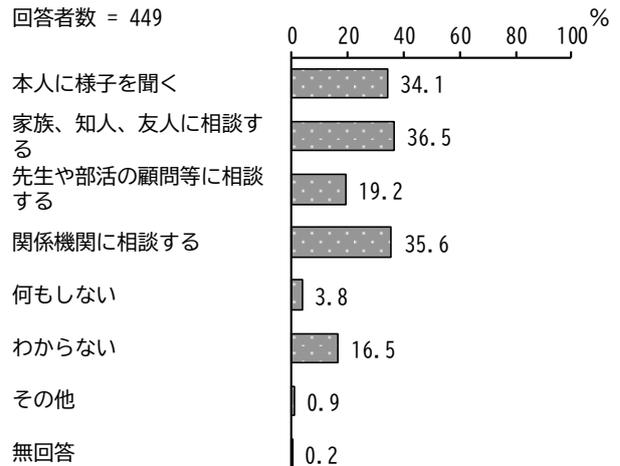
#### ■就学前児童保護者

回答者数 = 442



#### ■小学生児童保護者

回答者数 = 449



※ヤングケアラーとは家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満のこどものことを指します。

## (10)富谷市子どもにやさしいまちづくりについて

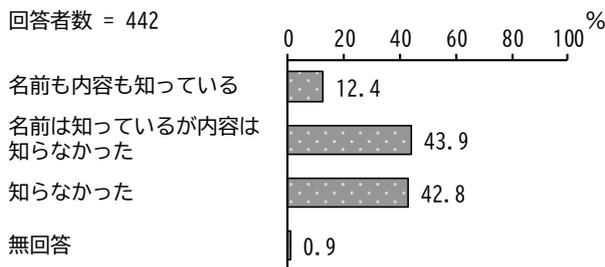
### 富谷市子どもにやさしいまちづくり宣言の認知度(単数回答)

就学前児童保護者では、「名前は知っているが内容は知らなかった」の割合が43.9%と最も高く、次いで「知らなかった」の割合が42.8%、「名前も内容も知っている」の割合が12.4%となっています。

小学生児童保護者では、「知らなかった」の割合が48.6%と最も高く、次いで「名前は知っているが内容は知らなかった」の割合が40.5%、「名前も内容も知っている」の割合が10.0%となっています。

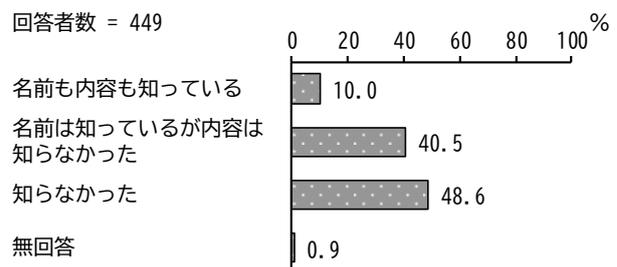
#### ■就学前児童保護者

回答者数 = 442



#### ■小学生児童保護者

回答者数 = 449



### 富谷市子どもにやさしいまちづくり宣言

**富谷市子どもにやさしいまちづくり宣言**

富谷市は、「子どもの権利条約」に基づき、平成30年11月20日（国連が定める「世界子どもの日」）に「富谷市子どもにやさしいまちづくり」の推進を宣言し、令和3年12月17日 ユニセフ日本型子どもにやさしいまちづくり事業（CFCI）実践自治体として日本で初めて承認されました。

- 1 子どもが大切に育てられ健やかに成長できるまち
- 2 子どもが安心安全に暮らすことができるまち
- 3 子どもが友だちと交流し、楽しく遊び学べるまち
- 4 子どもが地域社会の絆の中で役割を持ち、生き活きと参加できるまち
- 5 子どもの意見を聴き、まちづくりに活かすまち

富谷市長 若生 裕俊

Child Friendly Cities Initiative | unicef for every child

**富谷市の全ての子どもたちへ**

「子どもの権利条約」の4つの原則

世界中のすべての子どもたちがもっている「権利」について定めた「子どもの権利条約」では、子ども（18歳未満）を、権利をもつ主体と位置づけ、おとなと同じく、ひとりの人間としてもっている権利を認めています。

子どもは、おとなへと成長する途中にあり、弱い立場にある子どもたちには保護や配慮が必要な面もあるため、子どもならではの権利も定めております。

- 命を守られ 成長できること**  
すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けられることが保障されます。
- 子どもが意味のある参加ができること**  
子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。
- 子どもにとって最もよいこと**  
子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。
- 差別のないこと**  
すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

4つの原則

【日本ユニセフ協会ホームページより】

## 4. 目標事業量の達成状況 (※令和6年度の実績値は見込み値となっています。)

### (1) 施設型事業

- 教育施設利用者の実績について、令和4年度までは800人台で推移していましたが、令和5年度以降は500～600人台と減少しています。特に、幼稚園の利用者が大きく減少しています。また、定員等の整備の状況については、令和6年度以外で計画値を下回っているものの利用者也減少していることから、利用者に対して定員が充足している状況です。
- 保育施設利用者の実績について、2号認定では毎年度500人台で推移しており、見込みを下回っています。また、3号認定では令和4年度まで300人台で推移していましたが、令和5年度以降は400人台と増加しています。特に1・2歳児の利用者が増加しています。

#### ■教育施設(幼稚園、認定こども園)

単位:人

計画値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	960	950	950	950	950
幼稚園	920	900	890	885	882
認定こども園	40	50	60	65	68
②確保の状況	1,335	1,320	1,320	1,320	1,320
幼稚園	1,260	1,200	1,200	1,200	1,200
認定こども園	75	120	120	120	120
差(②-①)	375	370	370	370	370
実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①利用者数	879	856	867	602	551
幼稚園	826	765	593	311	227
認定こども園	53	91	274	291	324
②確保の状況	1,305	1,280	1,144	1,104	467
幼稚園	1,260	1,200	1,045	970	302
認定こども園	45	80	99	134	165
差(②-①)	426	424	277	502	-84

■保育施設(認定こども園、認可保育所)

単位:人

計画値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	992	1,008	1,024	1,040	1,056
2号認定	562	571	580	589	598
3号認定	430	437	444	451	458
0歳	39	40	41	42	43
1・2歳	391	397	403	409	415
②確保の状況	896	926	956	986	1,016
認定こども園	370	390	410	430	450
認可保育所	526	536	546	556	566
差(②-①)	-96	-82	-68	-54	-40
実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①利用者数	907	916	920	953	996
2号認定	524	519	525	551	564
3号認定	383	397	395	402	432
0歳	56	48	50	44	58
1・2歳	327	349	345	358	374
②確保の状況	972	969	983	997	1,025
認定こども園	362	508	505	510	522
認可保育所	610	461	478	487	503
差(②-①)	65	53	63	44	29

■認定こども園(内数)

単位:人

計画値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	400	423	446	469	492
1号認定	30	33	36	39	42
2号認定	239	252	265	278	291
3号認定	131	138	145	152	159
0歳	8	9	10	11	12
1・2歳	123	129	135	141	147
②確保の状況	400	423	446	469	492
認定こども園	400	423	446	469	492
差(②-①)	0	0	0	0	0
実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①利用者数	419	612	790	829	879
1号認定	53	91	274	291	324
2号認定	219	292	291	295	309
3号認定	147	229	225	243	246
0歳	18	30	30	28	31
1・2歳	129	199	195	215	215
②確保の状況	407	588	604	644	687
認定こども園	407	588	604	644	687
差(②-①)	-12	-24	-186	-185	-192

## (2)地域型保育事業

- 小規模保育事業利用者の実績について、令和3年度～令和5年度にかけて増加していますが、令和6年度では減少しており、毎年度見込みを下回っています。
- 家庭的保育事業利用者の実績について、令和4年度以降減少しており、見込みを下回っています。

### ■小規模保育事業

単位:人

計画値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	84	84	103	103	122
3号認定	84	84	103	103	122
0歳	20	20	26	26	32
1・2歳	64	64	77	77	90
②確保の状況	84	84	103	103	122
差(②-①)	0	0	0	0	0
実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①利用者数	72	55	68	78	61
3号認定	72	55	68	78	61
0歳	11	5	8	12	9
1・2歳	61	50	60	66	52
②確保の状況	92	73	85	85	73
差(②-①)	20	18	17	7	12

### ■家庭的保育事業

単位:人

推計値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	15	15	15	15	15
3号認定	15	15	15	15	15
0歳	5	5	5	5	5
1・2歳	10	10	10	10	10
②確保の状況	15	15	15	15	15
差(②-①)	0	0	0	0	0
実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①利用者数	12	6	10	5	4
3号認定	12	6	10	5	4
0歳	2	1	1	0	0
1・2歳	10	5	9	5	4
②確保の状況	15	10	10	5	5
差(②-①)	3	4	0	0	1

■居宅訪問型保育事業

単位:人

推計値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
2号認定	0	0	0	0	0
3号認定	0	0	0	0	0
0歳	0	0	0	0	0
1・2歳	0	0	0	0	0
②確保の状況	0	0	0	0	0
差(②-①)	0	0	0	0	0
実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①利用者数	0	0	0	0	0
2号認定	0	0	0	0	0
3号認定	0	0	0	0	0
0歳	0	0	0	0	0
1・2歳	0	0	0	0	0
②確保の状況	0	0	0	0	0
差(②-①)	0	0	0	0	0

■事業所内保育事業(企業主導型保育施設)

●令和4年度までは1事業所ありましたが、移転に伴い企業主導型保育施設は現在ない状況です。  
現時点では、設置予定はありません。

### (3)相談支援事業

- 利用者支援事業について、とみや子育て支援センターの1か所で実施していますが、母子保健及び児童福祉の機能を一体的に支援するための、こども家庭センターとして、引き続き相談支援事業を行っていきます。
- 地域子育て支援拠点事業利用者の実績について、毎年度増加しており、見込みを大幅に上回っています。

#### ■利用者支援事業

単位:か所

計画値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保の状況	1	1	1	1	1
差(②-①)	0	0	0	0	0
実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①実施か所数	1	1	1	1	1
②確保の状況	1	1	1	1	1
差(②-①)	0	0	0	0	0

#### ■地域子育て支援拠点事業

単位:人回

計画値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	2,900	2,800	2,700	2,600	2,500
②確保の状況	2,900	2,800	2,700	2,600	2,500
差(②-①)	0	0	0	0	0
実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①総利用者数	4,468	6,480	8,519	13,195	13,381
②確保の状況	4,468	6,480	8,519	13,195	13,381
差(②-①)	0	0	0	0	0

### (4)訪問系事業

- 乳児家庭全戸訪問事業利用者の実績について、毎年度増減をしているものの、見込みを下回っています。
- 養育支援訪問事業利用者の実績について、令和5年度以降は増加しており、見込みを上回っています。

#### ■乳児家庭全戸訪問事業

単位:人

計画値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	364	370	361	353	347
②確保の状況	364	370	361	353	347
差(②-①)	0	0	0	0	0
実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①利用者数	291	322	292	334	319
②確保の状況	291	322	292	334	319
差(②-①)	0	0	0	0	0

■養育支援訪問事業

単位:人

計画値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	39	38	37	36	36
②確保の状況	39	38	37	36	36
差(②-①)	0	0	0	0	0
実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①利用者数	39	47	28	40	42
②確保の状況	39	47	37	36	42
差(②-①)	0	0	9	-4	0

(5)通所系事業

- 子育て短期支援事業について、令和6年7月より市内の乳児院に委託し、3歳未満児対象にした事業を開始しました。
- 一時預かり事業利用者の実績について、幼稚園型では毎年度増加しており、見込みを大きく上回っています。また、上記以外では毎年度増減しているものの、見込みを下回っています。
- 延長保育事業利用者の実績について、200人台とほぼ横ばいとなっており、見込みを下回っています。
- 病児・病後児保育事業利用者の実績について、令和3年度以降新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、見込みを大きく上回っており、特に令和5年度で920人と増加しています。

■子育て短期支援事業

単位:人

計画値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保の状況	0	0	0	0	0
差(②-①)	0	0	0	0	0
実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①利用者数	0	0	0	0	3
②確保の状況	0	0	0	0	3
差(②-①)	0	0	0	0	0

■一時預かり事業

単位:延べ人数

計画値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	9,104	9,104	9,094	9,094	9,094
	幼稚園型	8,219	8,219	8,219	8,219
	上記以外	885	885	875	875
②確保の状況	9,104	9,104	9,094	9,094	9,094
	幼稚園型	8,219	8,219	8,219	8,219
	上記以外	885	885	875	875
差(②-①)	0	0	0	0	0
実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①利用者数	11,949	17,109	18,528	20,312	23,485
	幼稚園型	11,132	16,521	17,673	19,601
	上記以外	817	588	855	711
②確保の状況	11,949	17,109	18,528	20,312	23,485
	幼稚園型	11,132	16,521	17,673	19,601
	上記以外	817	588	855	711
差(②-①)	0	0	0	0	0

■延長保育事業(時間外保育事業)

単位:人

計画値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	290	304	318	332	346
②確保の状況	290	304	318	332	346
差(②-①)	0	0	0	0	0
実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①利用者数	266	285	267	262	263
②確保の状況	266	285	267	262	263
差(②-①)	0	0	0	0	0

■病児・病後児保育事業

単位:人

計画値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	177	177	177	177	177
②確保の状況	177	177	177	177	177
差(②-①)	0	0	0	0	0
実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①利用者数	31	439	465	920	884
②確保の状況	31	439	465	920	884
差(②-①)	0	0	0	0	0

(6)放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

●放課後児童クラブ利用者の実績について、低学年で令和4年度以降見込みを上回っています。また、高学年では令和6年度のみ見込みを上回っています。

■放課後児童クラブ(低学年)

単位:人

計画値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	763	714	679	605	566
1年生	267	243	236	188	200
2年生	262	255	233	226	180
3年生	234	216	210	191	186
②確保の状況	811	811	811	811	811
1年生	289	289	289	289	289
2年生	289	289	289	289	289
3年生	233	233	233	233	233
差(②-①)	48	97	132	206	245
実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①利用者数	724	696	732	737	796
1年生	288	265	274	248	301
2年生	226	259	254	273	243
3年生	210	172	204	216	252
②確保の状況	724	696	732	737	796
1年生	288	265	274	248	301
2年生	226	259	254	273	243
3年生	210	172	204	216	252
差(②-①)	0	0	0	0	0

■放課後児童クラブ(高学年)

単位:人

計画値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	301	278	261	248	232
4年生	168	146	134	130	119
5年生	99	96	95	87	85
6年生	34	36	32	31	28
②確保の状況	301	278	261	248	232
4年生	168	146	134	130	119
5年生	99	96	95	87	85
6年生	34	36	32	31	28
差(②-①)	0	0	0	0	0
実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①利用者数	202	222	231	242	310
4年生	155	135	121	151	175
5年生	29	75	74	63	104
6年生	18	12	36	28	31
②確保の状況	202	222	231	242	310
4年生	155	135	121	151	175
5年生	29	75	74	63	104
6年生	18	12	36	28	31
差(②-①)	0	0	0	0	0

(7)その他事業

- 妊婦健康診査事業利用者の実績について、令和3年度以降見込みを下回っていますが、令和4年度以降では増加しています。
- ファミリー・サポート・センター事業利用件数の実績について、毎年度見込みを大きく下回っており、令和4年度～令和5年度にかけて減少していましたが、令和6年度では増加しています。

■妊婦健康診査事業

単位:人

計画値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	350	345	340	335	330
②確保の状況	350	345	340	335	330
差(②-①)	0	0	0	0	0
実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①利用者数	373	303	273	309	310
②確保の状況	373	303	273	309	310
差(②-①)	0	0	0	0	0

■ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)

単位:件

計画値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①延利用件数見込み	610	600	600	590	590
②確保の状況	610	600	600	590	590
差(②-①)	0	0	0	0	0
実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①延利用件数	264	287	330	294	385
②確保の状況	264	287	330	294	385
差(②-①)	0	0	0	0	0

■実費徴収に係る補足給付を行う事業

●この事業は行っていません。

■多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

●この事業は行っていません。

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1. 計画の基本理念

「すべての子ども・若者が幸せを感じ、夢と希望をもって

成長し生活することができる子どもにやさしいまち」

本市では、「富谷市第二期子ども・子育て支援事業計画」において、「『子どもたちを健やかに育むまちに』をめざして」を基本理念として掲げ、施策を推進してきました。

また、富谷市総合計画・後期基本計画では、将来像として「住みたくなるまち日本一 ～100年間ひとが増え続けるまち～」を掲げています。

本計画においては、上記のような、本市のこれまでの流れや上位計画の方向性、また国のめざす「子どもまんなか社会」という考え方を踏まえ、新たなめざすすがたを設定します。

#### ■これまでの子ども・子育て支援事業計画における基本理念

「子どもたちを健やかに育むまちに」をめざして

#### ■富谷市総合計画・後期基本計画における将来像

住みたくなるまち日本一  
～100年間ひとが増え続けるまち～

#### ■国の子ども大綱におけるめざす社会のすがた

子どもまんなか社会

～全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～

すべての子ども・若者が幸せを感じ、  
夢と希望をもって成長し生活することができる  
子どもにやさしいまち

## 2. 計画の基本目標

本計画において「めざすすがた」を実現するため、以下の基本目標を掲げ、施策を推進します。

### 基本目標1 こども・若者が将来の希望を持てるまち

こどもの権利を保障し、こども・若者が明るい希望を持てるような社会環境づくりを進めます。

### 基本目標2 安心して子育てのできる環境の充実したまち

妊娠期からの継続的支援を充実させ、安心して子育てのできる環境の充実を図ります。

### 基本目標3 こどもや母親の健康・保健・医療の充実したまち

母子ともに健康でいられるように、様々な健診、指導、相談機能の充実を図ります。

### 基本目標4 未来の「とみや」を担うこどもたちの教育の充実したまち

幼児教育及び学校教育の充実を図り、あわせてこどもたちを地域ぐるみで見守り育てる環境づくりを促進します。

### 基本目標5 こどもを支援する生活環境の整備されたまち

安心して暮らせる住環境の整備を形成し、安全で安心なまちづくりを推進します。

### 基本目標6 すべてのこどもの健全育成を目指すまち

すべてのこどもの健全な心身の成長を図るため、経済的支援を実施するほか、児童虐待・DV防止対策や障がい児施策の充実を図ります。

■施策体系(現行計画ベース)

基本目標	施策
1 こども・若者が将来の希望を持てるまち	(1) 子どもの権利保障 (2) こども・若者の意見聴取 (3) 就労・社会参画への支援 (4) 出会い・結婚に向けた支援
2 安心して子育てのできる環境の充実したまち	(1) 健やかな妊娠・出産にむけて妊娠期からの切れ目ない支援 (2) 不妊への支援 (3) 保育サービスの充実 (4) 子育て支援サービスの充実 (5) 地域における子育て支援の充実
3 こどもや母親の健康・保健・医療の充実したまち	(1) 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策 (2) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策
4 未来の「とみや」を担うこどもたちの教育の充実したまち	(1) 幼児教育の充実 (2) 確かな学力を育む教育の推進 (3) 学校教育環境等の整備充実 (4) こどもたちのための環境と未来を考えるまちづくりの推進
5 こどもを支援する生活環境の整備されたまち	(1) 安心して外出できる環境の整備 (2) 安全・安心なまちづくりの推進 (3) 犯罪等の被害防止活動の推進
6 すべてのこどもの健全育成を目指すまち	(1) 経済的支援の充実 (2) 児童虐待・DV防止対策の充実 (3) 障がい児施策の充実

## 本市が「子どもにやさしいまちづくり」を推進する意義

仙台市に隣接する本市は、教育、こども・子育て施策に重点を置き、子育て世帯に選ばれるまちとして人口が増加し、平成28年10月に単独市制施行しました。市制施行後も、子育て世帯を中心に人口が増加しています。

また、本市はこども達がまちの活動に活発に参加し、こどもの力やこどもの声がまちづくりに生かされる「子どもにやさしいまち」と目指し、平成30年11月20日（世界子どもの日）に、子どもの権利条約に基づいた「子どもにやさしいまちづくり宣言」を行いました。

※CFC・・・Child Friendly Cities& Communities の略で「子どもにやさしいまち」

### 富谷市子どもにやさしいまちづくり宣言の5つの柱

1. 子どもが大切に育てられ健やかに成長できるまち
2. 子どもが安心安全に暮らすことができるまち
3. 子どもがともだちと交流し、楽しく遊び学べるまち
4. 子どもが地域社会の絆の中で役割を持ち、生き活きと参加できるまち
5. 子どもの意見を聴き、まちづくりに活かすまち

この宣言は本市のCFCIが目指す方向性を示しており、この宣言に基づいて様々な取組みを実施しています。また令和3年12月からは、全国初のCFCI実践自治体として日本ユニセフ協会より承認を受け、現在は子どもにやさしいまちづくりの推進に加え、他自治体や海外に向けても発信を行っています。子どもにやさしいまちづくりの視点を持つことで「子育てにやさしいまち」「すべての人にやさしいまち」に繋がるという考えのもと、様々な施策を通して、こども・若者・子育て世帯が住み続けたいと思えるまちづくりを進め、100年間ひとが増え続けるまち、住みたくなるまち日本一の実現を目指し、子どもにやさしいまちづくりを推進しています。

### ◆「子どもにやさしいまち」とは◆

ユニセフが提唱するCFCIとは、子どもの権利条約の内容を市町村レベルで具現化する世界的な活動であり、こどもとの距離が最も近い行政単位で市町村が実践する事業です。その特徴は、その市町村の人々がみんなでみんなのまちを作っていくこと、とりわけこどももまちづくりの主体、当事者として位置付けられていることです。

### ◆「子どもの権利条約」とは◆

1989年国連総会において採択された条例で、世界でも広く受け入れられている人権条約です。こどもを一人の人間として人権（権利）をもつ存在として捉え、大人と同様にひとりの人間として様々な権利を認めるとともに、成長の過程にあって保護や配慮が必要なこどもならではの権利も定めているというのが特徴です。そしてこどもにとって最もよいことを実現しようと謳っており、この考え方はこども基本法にも取り入れられています。



## 第4章 子ども・子育て支援施策の展開

### 基本目標1 こども・若者が将来の希望を持てるまち

市では、子どもの権利を保障し、こども・若者が明るい希望を持てるような社会環境づくりを進めます。

#### ■めざす姿

- 子どもの権利が保障されるとともに、こども・若者をはじめ、市民一人ひとりが子どもの権利に対する理解が深まっています。
- こどもが「人間らしく幸せに生きられること(基本的人権)」と「元気に成長できる」ことが保障できています。
- こども・若者が自らの意見を表明し、社会に参画できています。
- こども・若者が、働くことや家庭を持つことに夢や希望を持ち、希望に応じた将来を選択することができています。

#### ■成果指標

指標	現状値		目標値(R11)
未就学児童保護者アンケート調査 子どもの権利について「名前も内容も知っている」割合	40.5%	▶	50.0%
小学生児童保護者アンケート調査 子どもの権利について「名前も内容も知っている」割合	30.7%		40.0%
未就学児童保護者アンケート調査 富谷市子どもにやさしいまちづくり宣言について「名前も内容も知っている」割合	12.4%		20.0%
小学生児童保護者アンケート調査 富谷市子どもにやさしいまちづくり宣言について「名前も内容も知っている」割合	10.0%		20.0%
子どもの生活に関する実態調査 こどもの貧困率	7.6%		7.3%
子どもの生活に関する実態調査 最近の生活に対する満足度	小学生 26.3% 中学生 12.8%		小学生 28.0% 中学生 15.0%
「自分の将来について明るい希望がある」と思うこども・若者の割合	—		80.0%

■具体的な施策内容・該当事業・担当課

施策(1) 子どもの権利保障

施策内容	○子どもの権利が保障されるとともに、市民一人ひとりが人権に対する理解を深めることができるよう、子どもの権利の普及啓発や、人権教育の推進に取り組めます。
該当事業	① 子どもの権利の普及啓発 ② 児童虐待に対する意識啓発 ③ 要保護児童対策事業 ④ 人権教育の推進 ⑤ 家庭児童相談事業 ⑥ CFCI職員研修会の実施 ⑦ スクールカウンセラー事業 ⑧ スクールソーシャルワーカー事業 ⑨ 全小中学校での学級憲章の導入 ⑩ スポーツ団体育成・人材育成事業
担当課	とみや子育て支援センター、子育て支援課、学校教育課、市民協働課、生涯学習課

施策(2) こども・若者の意見聴取

施策内容	○こども・若者が、自らの意見を持ちそれを表明することができる機会の確保に努めます。 ○こどもの声を市政に反映させるために、こども関連の部署だけではなく、全ての部署で、子どもにやさしいまちづくりの視点を持って、各種事業に取り組めます。 ○「こども一人一人の声」を大切にしたい、まちづくりを推進していきます。
該当事業	① こども等の意見聴取 ② とみやわくわくミーティングの実施 ③ 生徒会サミットの実施 ④ こども・若者との意見交換の実施
担当課	全課

施策(3) 就労・社会参画への支援

施策内容	○こども・若者が、生涯にわたって希望と意欲を持って社会で活躍ができるよう、多様で柔軟な働き方を選択しやすい就労環境づくりを促進します。
該当事業	① 就労準備支援事業 ② ハローワーク連携事業 ③ 就職支援事業 ④ 地域振興事業 ⑤ 生涯学習振興事業 ⑥ 生徒会サミットの実施(再掲)
担当課	子育て支援課、学校教育課、地域福祉課、生涯学習課、企画政策課、産業観光課

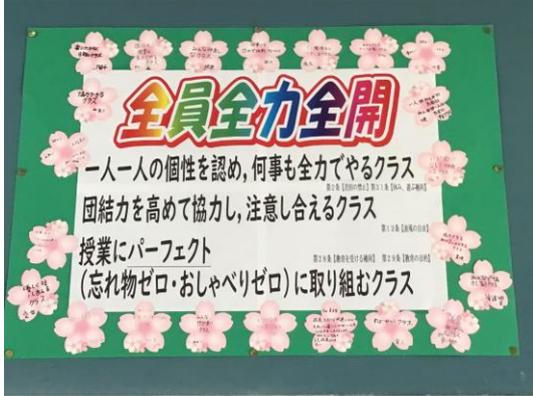
施策(4) 出会い・結婚に向けた支援

施策内容	○個々の希望に応じ、家族を持ち、子どもを産み育てることや、不安なく生活を始めることができるよう、結婚に対する意識向上を図る取組や新婚世帯への経済支援を行います。
該当事業	① みやぎ結婚支援センター利用促進補助金 ② 結婚新生活支援事業補助金 ③ 婚活推進事業
担当課	企画政策課、子育て支援課、農林振興課

## 市内中学校(全クラス)

### 学級憲章づくり

子どもにちゃんと法律としての「権利」があることは学級憲章づくりを通して初めて知りました。クラスみんなの意見を反映した憲章にしたかったので、しっかり意見を出し合って投票など平等なルールで決めました。全員が必ず目に入る場所に掲げていつも意識できるようにしています。



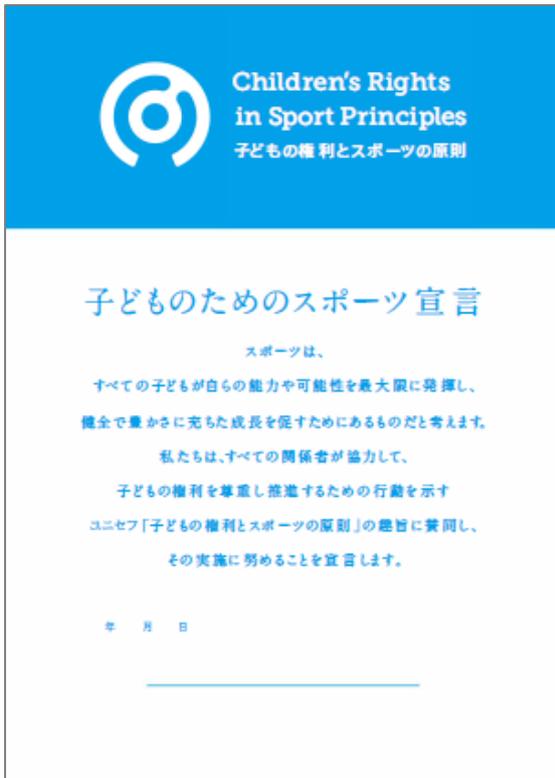
学級憲章は、昨年度の生徒会サミットで自分の権利だけではなく、友だちの権利も大切にしていきたいとの意見が出され、今年度から市内中学校全クラスで取り入れられています。この学級憲章は、子どもの権利条約の条文に基づきクラス全員で作りと守っているものです。

広報とみや12月号引用(令和6年12月1日発行)

## 富谷市スポーツ少年団

### 子どものためのスポーツ宣言を実施

本市ではユニセフが提唱する「子どもの権利とスポーツの原則」に賛同し、令和元年度より毎年「子どものためのスポーツ宣言」を行い、全チームの監督やコーチが宣言文に署名しています。



広報とみや12月号引用(令和6年12月1日発行)

## 生徒会サミット

### こども目線で地域課題を解決する

市内全中学校の生徒会役員が集い、地域課題などの解決に向けたワークショップなどを行い、地域の一員としてまちの将来を考える「生徒会サミット」を毎年開催しています。こどもたちからの提案をもとに、本市では事業の見直しや新規事業への展開などを行い、より良いまちづくりに反映させています。



広報とみや12月号引用(令和6年12月1日発行)

## 基本目標2 安心して子育てのできる環境の充実したまち

市では、妊娠期からの継続的支援を充実させ、安心して子育てのできる環境の充実を図ります。

### ■めざす姿

- すべての妊産婦、乳幼児やその家族が必要な支援を受けながら、安心して妊娠、出産、子育てができています。
- 教育・保育、放課後児童クラブを必要とする家庭が、必要な時期に利用することができています。
- 家庭の状況や多様な働き方に合わせて、多様な保育を利用することができています。
- こどもと子育て家庭が、地域とつながり合い、必要な支援を受けながら、安心して子育てができています。

### ■成果指標

指標	現状値		目標値(R11)
保育所待機児童数	0人	▶	0人
未就学児童保護者アンケート調査 「相談したくてもできなかった」ことがある割合	6.6%		5.0%
こども食堂の数	1か所		5か所

### ■具体的な施策内容・該当事業・担当課

#### 施策(1) 安心して子育てのできる環境の充実

施策内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 妊娠期の体調や出産に関する不安や悩みについての解消を図り、安心して出産を迎えられるよう支援します。</li> <li>○ 妊婦一般健康診査の助成をすることにより、経済的負担の軽減を図るとともに未受診者を解消し、健全な出産を迎えられるよう支援します。</li> <li>○ 妊娠期からの切れ目ない支援として、医療機関との連携を強化し、支援を要する妊婦には早期に支援を行えるような体制づくりに努めます。</li> </ul>
該当事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 母子健康手帳交付事業</li> <li>② 産前・産後サポート事業(産前:プレママ・プレパパ学級)</li> <li>③ 妊婦支援事業(プレママコール、すくすく相談、妊婦訪問)</li> <li>④ 妊婦一般健康診査事業</li> </ul>
担当課	とみや子育て支援センター

#### 施策(2) 不妊への支援

施策内容	○ こどもをもちたいと望む夫婦が、経済的理由で不妊治療を断念することがないように、経済的負担の軽減に努めます。
該当事業	① 不妊治療費助成事業
担当課	とみや子育て支援センター

### 施策(3) 保育サービスの充実

施策内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高まる保育ニーズを踏まえ、認定こども園、保育所(園)、幼稚園による教育・保育の充実を図り、待機児童の解消を図ります。</li> <li>○ こどもを見てくれる人が身近にいない家庭等の状況や、保護者の多様な働き方に対応した保育事業の充実を図ります。</li> </ul>
該当事業	<ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 50%;">① 通常保育事業</li> <li style="width: 50%;">⑨ 保育ママ事業</li> <li style="width: 50%;">② 延長保育</li> <li style="width: 50%;">⑩ 認可外保育園保育料補助事業</li> <li style="width: 50%;">③ 一時保育事業</li> <li style="width: 50%;">⑪ こども誰でも通園制度</li> <li style="width: 50%;">④ 病児・病後児保育</li> <li style="width: 50%;">⑫ こどもの居場所づくり支援事業</li> <li style="width: 50%;">⑤ 休日保育</li> <li style="width: 50%;">⑬ 子育て短期支援事業</li> <li style="width: 50%;">⑥ 夜間保育</li> <li style="width: 50%;">⑭ 子育て世帯訪問支援事業</li> <li style="width: 50%;">⑦ 保育施設の整備運営事業</li> <li style="width: 50%;">⑧ 私立認可保育園に対する支援</li> </ul>
担当課	子育て支援課

### 施策(4) 子育て支援サービスの充実

施策内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 家庭で子育てをしている人たちを対象として、交流あるいは情報交換等の場を設けることなどによって精神的な負担の解消に努めるとともに、一時的にこどもを預ける施策を展開するなど、子育て支援の充実を図ります。</li> <li>○ 地域における子育て支援の取組についての情報収集と、各種子育て支援事業間の連携・調整を行う機能の充実を図るなど、市内全域での子育て支援の円滑な推進に努めます。</li> <li>○ 「富谷市子どもにやさしいまちづくり」は、宣言の啓発の域にとどまらず、行政だけでなく、地域や企業とともに「こどもまんなか社会」の推進が図れるよう、施策・事業を継続し子どもにやさしいまちづくりの推進に努めます。</li> </ul>
該当事業	<ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 50%;">① こども家庭センター事業</li> <li style="width: 50%;">⑤ 子育てに関する情報の提供や相談</li> <li style="width: 50%;">② とみや子育てサロン等の子育て支援施設の運営・支援</li> <li style="width: 50%;">⑥ 子育て情報誌の発行</li> <li style="width: 50%;">③ 家庭教育学級事業</li> <li style="width: 50%;">⑦ 地域子育て支援事業</li> <li style="width: 50%;">④ 子どもにやさしいまちづくり事業</li> <li style="width: 50%;">⑧ 地域子どもの居場所づくり支援の取組</li> </ul>
担当課	とみや子育て支援センター、子育て支援課、公民館

### 施策(5) 地域における子育て支援の充実

施策内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域においてお互いに支え合う人間関係の中で子育てができるよう、住民相互の子育てサポートを活発にするための支援を行うとともに、地域の子育て支援にかかる資源が有効に活用され、かつ利用対象者にきちんと周知できるようなシステムの構築を図ります。</li> <li>○ 地域における子育て支援の意義や役割について啓発活動を行います。</li> </ul>
該当事業	<ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 50%;">① 育児グループによる育成支援</li> <li style="width: 50%;">③ 子育てボランティア育成とネットワークづくり</li> <li style="width: 50%;">② 地域活動組織による育児支援サービス事業</li> <li style="width: 50%;">④ ファミリーサポート事業</li> </ul>
担当課	子育て支援課(社会福祉協議会、シルバー人材センター等)

## 基本目標3 こどもや母親の健康・保健・医療の充実したまち

市では、母子ともに健康でいられるように、様々な健診、指導、相談機能の充実を図ります。

### ■めざす姿

- すべての妊産婦、乳幼児やその家族が必要な支援を受けながら、安心して妊娠、出産、子育てができています。(再掲)
- 妊産婦やこどもが、必要な医療を受けることができます。
- こどもたちに基本的な生活習慣が身についています。

### ■成果指標

指標	現状値		目標値(R11)
新生児訪問率	100%		100%

### ■具体的な施策内容・該当事業・担当課

#### 施策(1) 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策

施策内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ すべてのこどもたちが健やかに育つことができるよう、妊娠期から育児期にわたる切れ目ない妊産婦・乳幼児への支援を『とみここ』(こども家庭センター母子保健機能)を拠点に展開します。</li> <li>○ 妊娠期からの児童虐待防止を目指し、特に妊娠期から新生児・乳児期にきめ細やかな育児支援をいたします。</li> <li>○ 親子が発信する様々な育てにくさのサインを受け止め、丁寧に向き合い子育てに寄り添う支援の充実を図ります。</li> <li>○ 各発達段階に応じた健康診査を行い、疾病や障がいの早期発見及び早期対応、育児不安の解消を行います。</li> <li>○ 発達障がい等の不安がある親子に対し、心理士を中心とした経過観察児ケア事業を展開します。</li> <li>○ 保護者や市民を対象に、アレルギー等健康問題食の大切さについて啓発します。</li> <li>○ こどもが安心して医療を受けることができる体制を整備します。</li> </ul>
------	---

該当事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>① とみや子育て支援センター(こども家庭センター)【母子保健機能】の運営</li> <li>② 母子保健訪問指導事業(産婦・新生児訪問)</li> <li>③ 乳児健康診査(2か月児健康診査・8か月児健康診査)</li> <li>④ 各種健康診査(乳児健康診査・1歳6か月児健康診査・2歳6か月児歯科健診・3歳児健康診査)</li> <li>⑤ 産前・産後サポート事業(産後:赤ちゃん和妈妈のおしゃべりサロン)</li> <li>⑥ 産後支援事業、育児支援教室(離乳食教室・子育て講座)</li> <li>⑦ 相談支援事業(来所相談・すくすく相談)</li> <li>⑧ <b>5歳児発達チェック事業【追加】</b></li> <li>⑨ 発達経過観察教室(親と子の教室)</li> <li>⑩ 療育支援事業</li> <li>⑪ 妊娠期から育児期における食育の推進【組替】</li> <li>⑫ 予防接種事業【組替】</li> <li>⑬ 医療機関等との連携【組替】</li> <li>⑭ <b>子どもインフルエンザ任意予防接種費用助成事業【追加】</b></li> <li>⑮ <b>おたふくかぜ任意予防接種費用助成事業【追加】</b></li> <li>⑯ 子ども医療費助成事業【組替】</li> <li>⑰ 母子・父子家庭医療費助成事業</li> <li>⑱ 未熟児養育医療費助成事業</li> <li>⑲ <b>低所得の妊婦に対する初回産科受診費用助成事業【追加】</b></li> <li>⑳ <b>【仮称】妊婦のための支援給付(旧:出産・子育て応援事業)【追加】</b></li> </ul>
担当課	とみや子育て支援センター、子育て支援課

## 施策(2) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策

施策内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 次世代を担う学童期・思春期の子どもたちが、主体的に健康づくりに取り組んでいけるよう学校保健や関係機関と連携し推進していきます。</li> <li>○ 学童期・思春期より命の尊さや妊娠・出産・育児に関心をもてるような機会を教育委員会等と連携しながら進めていきます。</li> <li>○ 将来を担う子どもと、その家族に向けた食育を推進します。</li> <li>○ こどもが安心して医療を受けることができる体制を整備します。</li> </ul>	
該当事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 学校保健や関係機関と母子保健の連携</li> <li>② 学校における食育の推進</li> <li>③ 薬物乱用防止についての取組</li> <li>④ 飲酒・喫煙についての取組</li> <li>⑤ 性教育・命の授業等の取組</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑥ スクールカウンセラー事業(再掲)</li> <li>⑦ 富谷市食育推進計画に基づく食育の推進</li> <li>⑧ 予防接種事業(再掲)【組替】</li> <li>⑨ 子ども医療費助成事業(再掲)【組替】</li> <li>⑩ 医療機関等との連携(再掲)【組替】</li> </ul>
担当課	健康推進課、学校教育課、とみや子育て支援センター、子育て支援課	

## 基本目標4 未来の「とみや」を担うこどもたちの教育の 充実したまち

市では、幼児教育及び学校教育の充実を図り、あわせてこどもたちを地域ぐるみで見守り育てる環境づくりを促進します。

### ■めざす姿

- すべてのこどもの個性や多様性が尊重され、様々な遊びや学び、体験を通じ、生き抜く力を得ることができています。
- 家庭環境や経済的状況によらず、学習意欲や学習習慣を身につけることができています。

### ■成果指標

指標	現状値		目標値(R11)
全国学力・学習状況調査(児童) 学校に行くのは楽しいと思う割合	78.2%	▶	90.0%
全国学力・学習状況調査(生徒) 学校に行くのは楽しいと思う割合	85.0%		95.0%
放課後児童クラブの待機児童数	0人		0人

### ■具体的な施策内容・該当事業・担当課

#### 施策(1) 幼児教育の充実

施策内容	○ 幼稚園における預かり保育などの運営や、幼児の就園促進のための各種助成を推進します。		
該当事業	① 市立幼稚園運営・維持管理事業	③ 私立幼稚園運営助成事業	
	② 幼稚園預かり保育事業		
担当課	教育総務課		

#### 施策(2) 確かな学力を育む教育の推進

施策内容	○ 国際化や情報化など多様な社会環境に対応できる21世紀を生きる力を身に付けるための確かな学力を育む教育内容の充実を図ります。 ○ 文化・芸術・スポーツ活動への積極的な参加を促すことにより、こどもたちの特性を伸ばす教育を進めます。		
該当事業	① 市立小・中学校図書推進事業	④ 学校情報化推進事業	
	② 市立小・中学校コンピュータ教育事業	⑤ 外国語指導助手(ALT)活用事業	
	③ 社会科副読本作成事業		
担当課	学校教育課		

### 施策(3) 学校教育環境等の整備充実

施策内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ こどもたちが豊かにたくましく育つよう、地域人材の有効活用などによる教育プログラムを充実します。</li> <li>○ 地域と学校をつなぐ取り組みなど、こどもたちを地域ぐるみで見守り育てる環境づくりを促進します。</li> </ul>
該当事業	<ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 50%;">① 市立小・中学校・維持管理事業</li> <li style="width: 50%;">③ 学校評価システム事業【組替】</li> <li style="width: 50%;">② スクールカウンセラー事業(再掲)</li> </ul>
担当課	教育総務課、学校教育課

### 施策(4) こどもたちのための環境と未来を考えるまちづくりの推進

施策内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ こどもたちが豊かにたくましく育つよう、地域人材の有効活用などによる教育プログラムを充実します。</li> <li>○ 地域と学校をつなぐ取り組みなど、こどもたちを地域ぐるみで見守り育てる環境づくりを促進します。</li> <li>○ 児童生徒数の推移などを踏まえて、学校規模の適正化・適正配置を進めるとともに、施設改修などを順次計画的に進め、より安心して学習できる環境を整備します。</li> <li>○ 多様な居場所づくりを推進するとともに、公民館や複合図書館などの公共施設について、こども・若者にとってよりよい居場所となるよう取り組んでいきます。</li> </ul>
該当事業	<ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 50%;">① 児童教育事業</li> <li style="width: 50%;">⑦ ジュニアリーダー育成事業</li> <li style="width: 50%;">② 放課後児童健全育成事業</li> <li style="width: 50%;">⑧ マーチングフェスティバル運営事業</li> <li style="width: 50%;">③ スポーツ少年団の育成・支援</li> <li style="width: 50%;">⑨ 学校体育施設開放</li> <li style="width: 50%;">④ 青少年育成推進事業</li> <li style="width: 50%;">⑩ 協働教育推進事業</li> <li style="width: 50%;">⑤ 子ども会活動の支援</li> <li style="width: 50%;">⑪ 富谷市複合図書館(ユートミヤ)整備</li> <li style="width: 50%;">⑥ 地域学習ポータルサイトの活用・充実</li> </ul>
担当課	教育総務課、学校教育課、公民館、子育て支援課、生涯学習課

## 基本目標5 こどもを支援する生活環境の整備されたまち

市では、安心して暮らせる住環境の整備を形成し、安全で安心なまちづくりを推進します。

### ■めざす姿

- こども・若者と子育て家庭が、安全・安心に過ごすことのできる環境が整備されています。
- 快適に安心して暮らせる居住環境が形成され、住む人が自慢し、住み続けたいと誇りにできるまちになっています。

### ■成果指標

指標	現状値		目標値(R11)
交通事故件数(人身事故)	77件 (暫定数)		0件
こども110番の家の設置数	355件		500件

### ■具体的な施策内容・該当事業・担当課

#### 施策(1) 安心して外出できる環境の整備

施策内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ こどもや高齢者・障がい者等が利用する際の危険箇所等の点検を行い、道路、公園等の基盤施設や公共施設、身近な生活環境の改善・整備を進めます。</li> <li>○ 危険箇所の点検・調査及び交通安全施設の整備を、計画的に進め、交通事故のない安全なまちづくりを進めます。</li> </ul>
該当事業	① 公共施設等の日常点検の実施及び改善      ② 市道維持管理事業【組替】
担当課	施設所管課、都市整備課、都市計画課

#### 施策(2) 安全・安心なまちづくりの推進

施策内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大規模災害時に備えて地域防災計画の啓発を行うとともに、有事の際に迅速に対応できる体制づくりを推進します。</li> <li>○ 市民の防災知識の習得と意識の高揚を図るとともに地域防災コミュニティづくりを推進し、地域や職場での自主防災活動を促進します。</li> </ul>
該当事業	① 災害対策事業      ② 交通安全対策事業
担当課	防災安全課

### 施策(3) 犯罪等の被害防止活動の推進

<p>施策内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 警察や防犯協会を中心として防犯体制の整備として、交番を2か所に設置するなど青少年の非行防止を含め地域ぐるみの防犯活動を進めます。</li> <li>○ 人口増加を見据えた犯罪のない安心で安全な地域社会を実現するためには、防犯体制の充実と市民一人ひとりが自ら犯罪を防止する意識を持ち、地域が一体となった犯罪が起こりにくい環境づくりに努めます。</li> <li>○ 学校、PTA等と連携し、子ども110番の家の設置を促進します。</li> <li>○ 危険箇所の点検・調査及び交通安全施設の整備を、計画的に進め、交通事故のない安全なまちづくりを進めます。</li> </ul>
<p>該当事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域安全運動の実施</li> <li>② 自主防犯活動団体の育成と活動支援</li> <li>③ 富谷市防犯協会助成</li> <li>④ 青少年健全育成富谷市民会議への支援</li> <li>⑤ スクールガード(見守りボランティア)の推進</li> </ul>
<p>担当課</p>	<p>防災安全課、学校教育課、生涯学習課</p>

## 基本目標6 すべてのこどもの健全育成を目指すまち

市では、すべてのこどもの健全な心身の成長を図るため、経済的支援を実施するほか、児童虐待・DV防止対策や障がい児施策の充実を図ります。

### ■めざす姿

- 子育て家庭の経済的負担が軽減されています。
- すべてのこども・若者の人権が尊重され、安全が確保されています。

### ■成果指標

指標	現状値		目標値(R11)
こどもの貧困率 厚生労働省「国民生活基礎調査」 (富谷市こども未来応援プランより)	7.6%	▶	7.0%
虐待を理由とする一時保護の再保護件数	—		0件

### ■具体的な施策内容・該当事業・担当課

#### 施策(1) 経済的支援の充実

施策内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 母子・父子家庭への経済的支援や精神面での支援を図ります。</li> <li>○ 子育て家庭の経済的支援を図ります。</li> </ul>		
該当事業	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 奨学金制度</li> <li>② 学校給食センター運営・維持管理事業</li> <li>③ 学校給食費支援事業</li> <li>④ 母子福社会活動の支援</li> <li>⑤ 母子・父子家庭医療費助成</li> <li>⑥ 児童扶養手当支給事業</li> <li>⑦ 母子貸付資金事業</li> <li>⑧ 要保護・準要保護児童生徒援助費補助事業</li> </ul> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>⑨ ひとり親家庭自立支援給付金事業</li> <li>⑩ 母子生活支援施設・助産制度</li> <li>⑪ こどもの生活・学習支援事業</li> <li>⑫ 養育費確保支援事業</li> <li>⑬ 児童手当支給事業</li> <li>⑭ 第3子以降小学校入学祝金支給事業</li> </ul> </td> </tr> </table>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 奨学金制度</li> <li>② 学校給食センター運営・維持管理事業</li> <li>③ 学校給食費支援事業</li> <li>④ 母子福社会活動の支援</li> <li>⑤ 母子・父子家庭医療費助成</li> <li>⑥ 児童扶養手当支給事業</li> <li>⑦ 母子貸付資金事業</li> <li>⑧ 要保護・準要保護児童生徒援助費補助事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑨ ひとり親家庭自立支援給付金事業</li> <li>⑩ 母子生活支援施設・助産制度</li> <li>⑪ こどもの生活・学習支援事業</li> <li>⑫ 養育費確保支援事業</li> <li>⑬ 児童手当支給事業</li> <li>⑭ 第3子以降小学校入学祝金支給事業</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 奨学金制度</li> <li>② 学校給食センター運営・維持管理事業</li> <li>③ 学校給食費支援事業</li> <li>④ 母子福社会活動の支援</li> <li>⑤ 母子・父子家庭医療費助成</li> <li>⑥ 児童扶養手当支給事業</li> <li>⑦ 母子貸付資金事業</li> <li>⑧ 要保護・準要保護児童生徒援助費補助事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑨ ひとり親家庭自立支援給付金事業</li> <li>⑩ 母子生活支援施設・助産制度</li> <li>⑪ こどもの生活・学習支援事業</li> <li>⑫ 養育費確保支援事業</li> <li>⑬ 児童手当支給事業</li> <li>⑭ 第3子以降小学校入学祝金支給事業</li> </ul>		
担当課	学校教育課、給食センター、子育て支援課		

## 施策(2) 児童虐待・DV防止対策の充実

施策内容	<p>○ 児童虐待を防止し、すべてのこどもの健全な心身の成長を図るため、虐待発生の予防と早期発見、早期対応を推進し、周知啓発に努めます。</p> <p>○ DVや性暴力・児童虐待などのあらゆる暴力を許さない社会の形成を目指すために、これらの暴力の発生を防ぐための環境づくりを推進し、相談体制の充実に努めます。</p>
該当事業	<p>① こども家庭センター事業(児童福祉機能)</p> <p>② 児童虐待やDV等の予防及び早期発見のための意識啓発活動</p> <p>③ 子育ての不安や虐待、DV等に関する相談体制の充実</p> <p>④ 緊急時の被害者の安全確保</p> <p>⑤ 被害者の自立を支援する体制の整備</p> <p>⑥ 要保護児童対策地域協議会の運営及び関係機関との協働体制の確立</p>
担当課	子育て支援課、関係各課

### ■ 児童虐待・DV防止対策の方針

#### ① 児童虐待やDV等の予防及び早期発見のための意識啓発活動

働く場や地域など市民が暮らす様々な場で、幅広い対象に向けて啓発を推進し虐待やDVへの認識を高めていくためにも、こどものころからの啓発を図っていくとともに、様々なメディアを通じて市民に適切な情報を提供していきます。

**取り組み** 虐待・DVの未然防止のための意識啓発、情報発信

#### ② 子育ての不安や虐待、DV等に関する相談体制の充実

被害者が虐待やDV被害を一人で抱え込まず、安心して相談することができるよう、関係機関との連携を図り、相談体制を整備していきます。

また、専門的立場からの助言、指導を受け、相談時に感じた不安や迷いを払拭することができるよう相談員等のスキルアップを図っていきます。

**取り組み** 市役所及び関係機関との協働による相談体制の整備

#### ③ 緊急時の被害者の安全確保

虐待やDV被害者支援において、被害者とそのこども等の安全確保は最優先に行うため、関係機関等と連携しながら迅速かつ適切な支援を行っていきます。

また、虐待やDVから逃れてきた被害者やそのこどもたちが安心して心と体を休める場所として、避難場所、保護施設が果たす役割は大きいことから、一時保護施設と連携して被害者一人ひとりの心身の状況に応じたケアや支援を行います。

**取り組み** 緊急時の被害者の安全確保体制の整備、被害者を支援できる体制の整備

#### ④ 被害者の自立を支援する体制の整備

被害者支援にあたっては、被害者の居所をはじめとした各種情報の管理徹底、心のケア、就業機会の確保、住宅や生活費の確保、こどもの就学問題、自立支援のための各種行政手続きに係る証明書の発行など、精神的な支援を含めた被害者の生活再建及び経済的支援を両輪に、切れ目のない支援を進めます。

**取り組み** 法的措置や適正なサービス利用に繋げるための情報共有・情報提供、被害者の自立に向けた支援

#### ⑤ 要保護児童対策地域協議会の運営及び関係機関との協働体制の確立

被害者の適切な保護や自立支援を図るために、関連支援機関・専門支援機関等が緊密に連絡調整を行うことで関係機関が認識を共有しつつ、相互に協働を図るために要保護児童対策地域協議会を開催し、連携を強化します。

また、関連支援機関・専門支援機関と連携しながら被害者の安全確保と自立支援に取り組むとともに、虐待防止やDV防止に向けた取組を充実させていきます。

**取り組み** 要保護児童対策地域協議会の運営、庁内での情報共有体制の強化、関連機関との協働

# 第5章 子ども・子育て支援事業の展開

## 1. 教育・保育事業等の提供区域

市町村は、地域のこどもの数や教育・保育施設等の設置状況を踏まえ、「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」が適切に提供されるよう、その「量の見込み」と提供体制の「確保方策」を区域ごとに設定し、『子ども・子育て支援事業計画』に記載する必要があります。

本市では地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件や教育・保育事業の現在の利用状況、施設整備状況などを総合的に勘案し、地域の実情に応じた教育・保育提供区域を設定しました。これと同時に当該区域が地域型保育事業の認可の際に行う需給調整の判断基準となることや、地域子育て支援事業の提供区域についても検討した結果、各提供区域を1区域としました。

## 2. 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計

### (1)本計画に位置付ける教育・保育給付及び地域子ども子育て支援事業

令和6年2月にこども家庭庁より公表された「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に即して下記の事業についての教育・保育の量の見込みや提供体制の確保の方策等について方向性を定めます。

#### ■子どものための教育・保育給付及び地域子ども子育て支援事業

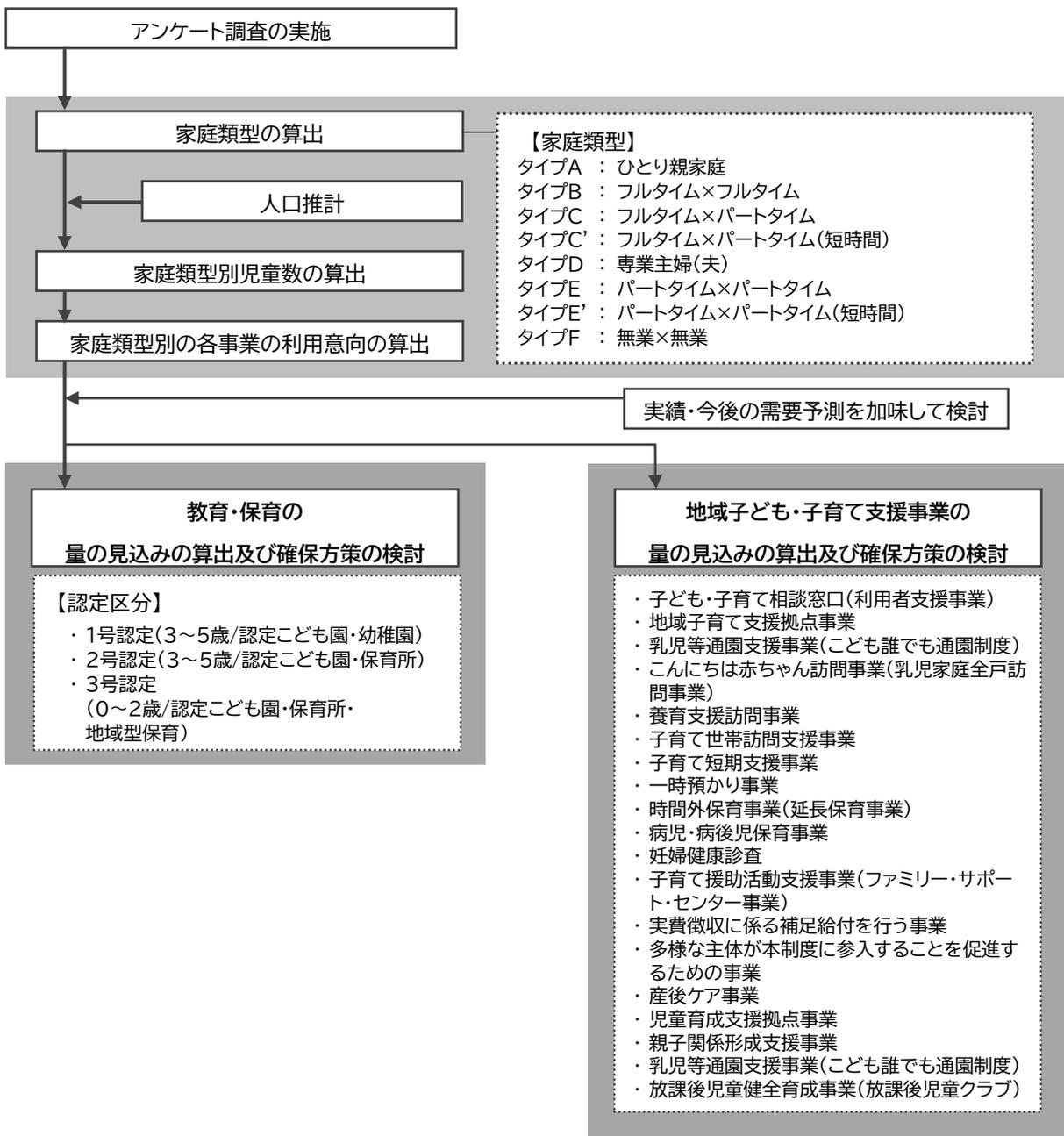
子どものための教育・保育給付			
No.	事業名	No.	事業名
1	1号認定(3~5歳) 幼稚園・認定こども園	3	2号認定(幼稚園利用)
2	2号認定(3~5歳) 認定こども園及び保育所	4	3号認定(認定こども園及び保育所+地域型保育)
地域子ども子育て支援事業			
No.	事業名	No.	事業名
(1)相談支援事業		(4)その他事業	
①	子ども・子育て相談窓口(利用者支援事業)	①	妊婦健康診査
②	地域子育て支援拠点事業	②	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)
(2)訪問系事業		③	実費徴収に係る補足給付を行う事業
①	こんにちは赤ちゃん訪問事業 (乳児家庭全戸訪問事業)	④	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
②	養育支援訪問事業	⑤	産後ケア事業 <b>新規</b>
③	子育て世帯訪問支援事業 <b>新規</b>	⑥	児童育成支援拠点事業 <b>新規</b>
(3)通所系事業		⑦	親子関係形成支援事業 <b>新規</b>
①	子育て短期支援事業	⑧	乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)※
②	一時預かり事業	※令和8年度以降は新たな給付として創設予定。	
③	時間外保育事業(延長保育事業)	(5)総合的な子どもの放課後対策の推進	
④	病児・病後児保育事業	①	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

## (2)推計の手順

国の方針では、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況及び潜在的なニーズを含めた利用希望を把握したうえで、令和7年度を初年度とする5年間の教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるとともに、その提供体制の内容及びその実施時期などを盛り込むこととされています。ただし、国で示された量の見込みの算出方法は全国一律のものであり、実際の利用状況などとは乖離する場合があります。実態と大きく乖離する場合は、市町村独自で実態に応じた補正を行うことができます。

本市においても、令和5年度に実施したアンケート調査の結果をもとに、事業の利用実績や現在の供給体制、今後の動向などを踏まえ、量の見込みを設定します。

### ■目標事業量の見込みの算出の流れ



### (3)こども人口の推計

幼児期の教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み等を算出するため、人口推計を行いました。

#### ■実績を基に算出した0～17歳人口推計

単位：人	実績			推計（本計画期間）					
	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	
0歳	309	318	326	315	314	312	312	314	
1歳	350	343	346	362	350	351	350	351	
2歳	384	388	395	395	415	404	407	407	
3歳	438	390	429	437	439	463	452	457	
4歳	477	467	419	462	471	475	502	491	
5歳	462	484	483	439	484	494	499	527	
6歳	539	469	512	516	469	516	529	532	
7歳	553	539	473	516	519	472	518	530	
8歳	598	559	547	477	520	524	476	523	
9歳	597	602	562	550	479	522	526	478	
10歳	648	594	602	560	547	477	520	523	
11歳	645	648	594	603	561	549	478	522	
12歳	746	647	654	601	611	569	556	485	
13歳	668	743	647	654	601	610	568	556	
14歳	698	665	744	647	654	601	611	569	
15歳	723	689	667	741	645	651	598	608	
16歳	673	719	677	658	731	635	641	589	
17歳	714	670	721	678	659	732	636	642	
小計	0～5歳	2,420	2,390	2,398	2,408	2,474	2,500	2,521	2,547
	6～11歳	3,580	3,411	3,290	3,221	3,096	3,060	3,047	3,108
	12～17歳	4,222	4,133	4,110	3,979	3,900	3,798	3,611	3,448
合計	0～17歳	10,222	9,934	9,798	9,608	9,470	9,358	9,179	9,103

資料：実績は住民基本台帳（各年3月31日）、推計は実績を基にコーホート変化率法で算出

#### (4)家庭類型(現在・潜在)別就学前児童数の推計

家庭類型(現在・潜在)別就学前児童数は、国の手引きに従ってニーズ調査結果から家庭類型の現在割合とともに、今後1年以内に転職の希望や無業からの就労希望等の意向を反映させた潜在割合を算出し、推計します。

##### ■就学前児童(0～5歳)の家庭類型(現在・潜在)の割合

家庭類型	説明	現在	単位：%	
			現在	潜在
タイプA	ひとり親家庭	4.1	4.1	4.1
タイプB	フルタイム×フルタイム	46.7	46.7	51.0
タイプC	フルタイム×パートタイム (月120時間以上+月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	18.1	18.1	17.6
タイプC'	フルタイム×パートタイム (月下限時間[48～64時間]未満+月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	7.1	7.1	11.5
タイプD	専業主婦(夫)	24.0	24.0	15.8
タイプE	パートタイム×パートタイム (双方が月120時間以上+月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	0.0	0.0	0.0
タイプE'	パートタイム×パートタイム (いずれかが月下限時間[48～64時間]未満+月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	0.0	0.0	0.0
タイプF	無業×無業	0.0	0.0	0.0

そして、令和2年度～令和6年度の推計児童数に家庭類型(潜在)別の割合を乗じてそれぞれの児童数を算出します。

##### ■推計年度別の就学前児童数(0～5歳)

単位：%(潜在割合)、人(児童数)

家庭類型	潜在割合	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
タイプA	4.1	98	101	102	103	104
タイプB	51.0	1,230	1,262	1,275	1,287	1,299
タイプC	17.6	424	435	440	444	448
タイプC'	11.5	277	284	287	290	292
タイプD	15.8	381	391	395	399	403
タイプE	0.0	0	0	0	0	0
タイプE'	0.0	0	0	0	0	0
タイプF	0.0	0	0	0	0	0
推計児童数 (0～5歳)	-	2,410	2,473	2,499	2,522	2,547

### 3. 幼児期の学校教育・保育の量の見込み及び確保の状況

#### (1) 施設型事業

##### ① 1号認定(・2号認定)

###### 対象

- ・ 満3歳以上の小学校就学前のこどもであって、幼稚園教育要領に基づく教育を受けるこども

###### 幼稚園

- ・ 学校教育法に基づく教育機関(学校)で、保護者の就労にかかわらず3歳から入園できますが、3歳になる学年(満3歳児)の受け入れや預かり保育を行っている園もあります。

###### 認定こども園

- ・ 幼保連携型・幼稚園型・保育所型・地方裁量型の4類型あり、いずれも県の認可・認定を受けた施設です。
- ・ 幼保連携型は、認定こども園法に基づく学校及び児童福祉法に基づく児童福祉施設としての法的位置づけを持ち、教育及び保育を一体的に提供する施設です。  
幼稚園型は、幼稚園に保育所の機能を併せ持つ施設です(児童福祉法に基づく児童福祉施設としての法的位置づけは持ちません)。  
保育所型は、保育所に幼稚園の機能を併せ持つ施設です(学校教育法に基づく学校としての法的位置づけは持ちません)。  
地方裁量型は、幼稚園・保育所のいずれの認可もない施設が、地域の教育・保育施設として必要な機能を果たすものです。

###### 量の見込み及び確保方策

1号認定		計画値				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1号認定	775	808	830	841	854
	2号認定	177	184	189	192	195
確保方策	幼稚園	940	910	880	880	880
	認定こども園	174	174	174	174	174
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
	合計	1,114	1,084	1,054	1,054	1,054

###### 確保の内容

- ・ 利用者が増加する見込みであるものの、幼稚園で900人前後、認定こども園で174人の定員を確保しており、計画期間において必要利用定員総数を確保できる状況となっています。

## ② 2号認定

### 対象

- ・ 満3歳以上の小学校就学前こどもであって、保育を必要とするこども

### 認可保育所

- ・ 保護者の就労や親族の介護などで、家庭で保育ができない保護者に代わって保育する施設で、児童福祉法に基づいて県の認可を受けた児童福祉施設です。

### 認定こども園

- ・ 幼保連携型・幼稚園型・保育所型・地方裁量型の4類型あり、いずれも県の認可・認定を受けた施設です。

### 量の見込み及び確保方策

2号認定 単位:人		計画値				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		512	534	548	556	563
確保方策	認可保育所	243	243	243	243	243
	認定こども園	334	334	334	334	334
	認可外保育施設	10	10	10	10	10
	上記以外	0	0	0	0	0
	合計	587	587	587	587	587

### 確保の内容

- ・ 利用者が緩やかに増加する見込みであるものの、認可保育所で243人、認定こども園で334人、認可外保育施設で10人の定員を確保できることから、計画期間において必要利用定員総数を確保できる状況となっています。

### ③ 3号認定

#### 対象

- ・ 満3歳未満で保育を必要とするこども

#### 認定こども園

- ・ 幼保連携型・幼稚園型・保育所型・地方裁量型の4類型あり、いずれも県の認可・認定を受けた施設です。

#### 認可保育所

- ・ 保護者の就労や親族の介護などで、家庭で保育ができない保護者に代わって保育する施設で、児童福祉法に基づいて県の認可を受けた児童福祉施設です。

#### 地域型保育事業

- ・ 市町村が認可する保育事業で、主に0歳から2歳児を対象に少人数で保育を行う事業です。地域における保育ニーズに対応し、待機児童の解消を目的としており、主に4つの形態があります。

小規模保育事業：定員は6人から19人で、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行います。保育士の配置比率等により、A型、B型、C型の3種類に分類されます。

家庭的保育事業：定員は1人以上5人以下の少人数の保育事業で、保育者の自宅などでの家庭的な雰囲気の保育が特徴です。

事業所内保育事業：会社の事業所の保育施設などで、従業員のこどもと地域のこどもを一緒に保育します。

居宅訪問型保育事業：障害・疾患などで個別のケアが必要な場合や、施設がなくなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅で1対1で保育を行います。

#### 量の見込み及び確保方策

3号認定(0歳児)		計画値				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
単位:人						
量の見込み		88	88	87	87	87
確保方策	認可保育所	44	44	44	44	44
	認定こども園	45	45	45	45	45
	地域型保育	20	20	20	20	20
	認可外保育施設	1	1	1	1	1
	上記以外	0	0	0	0	0
	合計	110	110	110	110	110

3号認定(1歳児)		計画値				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
単位:人						
量の見込み		215	210	210	210	210
確保方策	認可保育所	85	85	85	85	85
	認定こども園	113	113	113	113	113
	地域型保育	29	29	29	29	29
	認可外保育施設	9	9	9	9	9
	上記以外	0	0	0	0	0
	合計	236	236	236	236	236

3号認定(2歳児)		計画値				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
単位:人						
量の見込み		221	230	226	226	226
確保方策	認可保育所	94	94	94	94	94
	認定こども園	111	111	111	111	111
	地域型保育	29	29	29	29	29
	認可外保育施設	9	9	9	9	9
	上記以外	0	0	0	0	0
	合計	243	243	243	243	243

#### 確保の内容

- ・ いずれの年齢も計画期間において必要利用定員総数を確保できる状況となっているものの、児童数の推移や地域型保育事業、私立認可保育所等の利用状況を踏まえ、利用ニーズに対応できるよう保育所の年齢区分を柔軟に調整し、確保体制を整備します。

#### ④ 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

##### 事業内容

- ・ 保育所等に通所していない0歳6か月から3歳未満の未就園児を対象に、保育所等において一時的な預かりを行い、適切な遊びや生活の場を与えるとともに、保護者との面談を通じて、乳児・児童及び保護者の心身の状況や養育環境を把握し、子育てに関する助言や情報提供等の援助を行う事業です。

##### 量の見込み及び確保方策

単位：人		計画値				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	合計		392	381	384	380
	0歳児		110	111	109	106
	1歳児		132	134	136	133
	2歳児		150	136	139	141
確保方策	合計		392	381	384	380
	0歳児		110	111	109	106
	1歳児		132	134	136	133
	2歳児		150	136	139	141

##### 確保の内容

- ・ 多様な働き方やライフスタイルの変化にあわせ、月一定時間の中で就労要件を問わず柔軟に利用できるよう、受入体制等を検討・確保していきます。

## 4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の状況

### (1) 相談支援事業

#### ① 子ども・子育て相談窓口(利用者支援事業)

##### 事業内容

##### 子ども・子育て相談窓口(利用者支援事業)

- ・ こども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

##### 妊婦等包括相談支援事業

- ・ 「とみや子育て支援センター『とみここ』」を拠点とし、母子保健事業を基盤に保健師・助産師・心理士・管理栄養士・保育士などの専門職による、妊娠期から育児期にわたる相談・助言、地域の子育て支援事業等の情報提供、関係機関との連絡調整を行いながら、切れ目ない子育て支援を行います。

##### 量の見込み及び確保方策

単位：か所		計画値				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		6	6	6	6	6
確保方策	基本型	0	0	0	0	0
	地域子育て相談機関	0	5	5	5	5
	特定型	0	0	0	0	0
	こども家庭センター型	1	1	1	1	1

##### 確保の内容

- ・ 令和7年4月に設置する「こども家庭センター」において、妊産婦やこども及び子育て世帯の様々な相談に応じ、サポートプランの作成や地域の関係機関との連絡調整等を行うとともに、市民にとって身近な相談場所として保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点事業等に「地域子育て相談機関」を設置します。

### 量の見込み及び確保方策(妊婦等包括相談支援事業)

単位：人回		計画値				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	合計	944	943	937	936	941
	妊娠届出数	315	314	312	312	314
	1組当たり 面談回数	3	3	3	3	3
	面談実施 合計回数	944	943	937	936	941
確保方策	合計	944	943	937	936	941
	こども家庭 センター型	944	943	937	936	941
	上記以外	0	0	0	0	0

#### 確保の内容

- ・ 妊娠時から、今後の出産・育児等の見通しを立てるため、継続的な面接及び相談支援や情報発信などを行い、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行います。

## ② 地域子育て支援拠点事業

#### 事業内容

- ・ 乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

#### 量の見込み及び確保方策

単位：人回	計画値				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	13,438	13,804	13,949	14,070	14,212
確保方策	13,438	13,804	13,949	14,070	14,212

#### 確保の内容

- ・ 公共施設や保育施設等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や遊びの提供、育児相談、情報提供を実施します。

## (2)訪問系事業

### ① こんにちは赤ちゃん訪問事業(乳児家庭全戸訪問事業)

#### 事業内容

- ・ 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

#### 量の見込み及び確保方策

単位：人	計画値				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	315	314	312	312	314
確保方策	315	314	312	312	314

#### 確保の内容

- ・ 出生児のいる全家庭を対象に、家庭訪問を行い、乳児の健康や育児状態及び養育環境等について把握し、子育てに関する情報提供や相談・助言等、アウトリーチによる支援を行います。

### ② 養育支援訪問事業

#### 事業内容

- ・ 養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

#### 量の見込み及び確保方策

単位：人	計画値				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	43	43	42	41	41
確保方策	46	46	46	46	46

#### 確保の内容

- ・ こんにちは赤ちゃん訪問事業やその他事業で把握した支援が必要と認められる家庭の乳幼児や児童、保護者に対し、訪問指導や必要な助言を行います。

### ③ 子育て世帯訪問支援事業

#### 事業内容

- ・ 家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を行う事業です。

#### 量の見込み及び確保方策

単位：人日	計画値				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	12	12	12	12	12
確保方策	12	12	12	12	12

#### 確保の内容

- ・ 対象家庭の利用ニーズを把握しながら、家庭が抱える様々な課題の解決に向け、必要な支援を実施していきます。

## (3)通所系事業

### ① 子育て短期支援事業

#### 事業内容

- ・ 保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。  
※短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)及び夜間養護等事業(トワイライトステイ事業)

#### 量の見込み及び確保方策

単位：人	計画値				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	12	12	12	12	12
確保方策	12	12	12	12	12

#### 確保の内容

- ・ 令和6年度より事業を開始しており、利用ニーズを把握しながら、事業を推進します。

## ② 一時預かり事業

### 事業内容

- ・ 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

### 量の見込み及び確保方策

#### 幼稚園型

単位：人	計画値				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	22,781	23,754	24,407	24,748	25,137
確保方策	22,781	23,754	24,407	24,748	25,137

#### 幼稚園型以外

単位：人日	計画値				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	851	874	883	891	900
確保方策	851	874	883	891	900

### 確保の内容

- ・ 教育・保育認定の利用者も増加していることから、利用ニーズに対応できるよう、提供体制の整備と利便性の向上に努めます。

### ③ 時間外保育事業(延長保育事業)

#### 事業内容

- ・ 保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

#### 量の見込み及び確保方策

単位：人	計画値				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	269	276	279	282	284
確保方策	269	276	279	282	284

#### 確保の内容

- ・ 教育・保育認定の利用者が増加する見込みであるため、利用ニーズに対応できるよう、提供体制の整備に努めます。

### ④ 病児・病後児保育事業

#### 事業内容

- ・ 病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

#### 量の見込み及び確保方策

単位：人	計画値				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	887	887	886	887	900
確保方策	887	887	886	887	900

#### 確保の内容

- ・ 今後も利用ニーズを見極めながら、受入定員を検討するとともに、利便性向上に努めます。

## (4)その他事業

### ① 妊婦健康診査

#### 事業内容

- ・ 妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適切な時期に必要な応じた医学的検査を実施する事業です。

#### 量の見込み及び確保方策

単位：人	計画値				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	306	306	304	304	305
確保方策	306	306	304	304	305

#### 確保の内容

- ・ 健やかな妊娠期を過ごし、安全に出産を迎えるために、母子健康手帳交付時に妊婦一般健康診査受診券(14回分)を交付し、健診費用を助成します。

### ② 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

#### 事業内容

- ・ 乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する方と当該援助を行うことを希望する方との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

#### 量の見込み及び確保方策

単位：件	計画値				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	378	375	372	372	373
確保方策	378	375	372	372	373

#### 確保の内容

- ・ 今後も、一時預かりのニーズに対応するため、ファミリー・サポート・センター事業の協力会員の維持に努めます。

### ③ 実費徴収に係る補足給付を行う事

#### 事業内容

- ・ 保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。
- ・ 令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、対象となる保護者に対し副食材料費の一部を助成しています。

#### 確保の内容

- ・ 対象となる保護者に対して事業の周知を行い、助成を受けられるように努めていきます。

### ④ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

#### 事業内容

- ・ 特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

#### 確保の内容

- ・ 今後の需要動向等をみながら、事業の実施について検討します。

### ⑤ 産後ケア事業

#### 事業内容

- ・ 産後の母親の身体的回復と心身のケアと育児のサポート等を行うとともに、母親自身がセルフケア能力を育み母子とその家族が、産後も安心して、健やかな育児ができるよう支援する事業です。

#### 量の見込み及び確保方策

単位：人日	計画値				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	214	214	212	212	213
確保方策	214	214	214	214	214

#### 確保の内容

- ・ 切れ目ない子育て支援を行うため、出産後12カ月未満の母子に対して産婦の心身のケアや育児のサポート等、きめ細かい支援を継続的に提供していきます。

## ⑥ 児童育成支援拠点事業

### 事業内容

- ・ 養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じた支援を包括的に提供する事業です。

### 確保の内容

- ・ 本市においては、現在、当該事業を利用できる施設がありませんが、当面は第4章に位置付けられた施策の推進のほか、生活支援、学習支援の実施及び子ども食堂への支援等においてその機能を補い、計画期間内に体制の整備を行います。

## ⑦ 親子関係形成支援事業

### 事業内容

- ・ 児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けるなどの支援を行う事業です。

### 確保の内容

単位：人	計画値				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0	0	0	0	0
確保方策	0	0	0	0	0

### 確保の内容

- ・ 本市では現在、親子関係形成支援事業は実施していませんが、保護者が抱える様々な課題の解決に向け支援に努めます。

## (5)総合的な子どもの放課後対策の推進

### ① 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

#### 事業内容

- ・ 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

#### 量の見込み及び確保方策

市全域		計画値				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
単位：人						
量の見込み (R7~R11)	1年生	273	319	312	310	309
	2年生	287	289	283	281	280
	3年生	215	241	237	234	234
	4年生	199	166	163	161	161
	5年生	125	75	73	73	72
	6年生	61	27	25	26	26
確保方策	合計	1,170	1,250	1,250	1,250	1,250

富谷小		計画値				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
単位：人						
量の見込み (R7~R11)	1年生	45	48	47	47	47
	2年生	38	42	41	41	41
	3年生	20	37	37	36	36
	4年生	37	22	22	22	22
	5年生	15	9	8	8	8
	6年生	10	2	1	1	1
確保方策	合計	120	120	120	120	120

富ヶ丘小		計画値				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
単位：人						
量の見込み (R7~R11)	1年生	33	47	46	45	45
	2年生	43	41	41	40	40
	3年生	21	38	37	36	36
	4年生	35	25	24	24	24
	5年生	16	9	8	8	8
	6年生	17	1	1	1	1
確保方策	合計	120	120	120	120	120

東向陽台小		計画値				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
単位：人						
量の見込み (R7～R11)	1年生	61	68	67	66	66
	2年生	58	60	58	58	58
	3年生	39	45	44	44	44
	4年生	39	29	28	28	28
	5年生	20	10	9	9	9
	6年生	3	2	2	2	2
確保方策	合計	240	240	240	240	240

あけの平小		計画値				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
単位：人						
量の見込み (R7～R11)	1年生	25	27	26	26	26
	2年生	30	24	24	23	23
	3年生	22	21	21	21	21
	4年生	23	15	15	15	15
	5年生	9	9	9	9	9
	6年生	8	4	4	4	4
確保方策	合計	160	160	160	160	160

目吉台小		計画値				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
単位：人						
量の見込み (R7～R11)	1年生	38	44	43	43	43
	2年生	38	43	42	42	42
	3年生	36	32	32	31	31
	4年生	18	21	20	20	20
	5年生	23	8	8	8	8
	6年生	3	3	3	3	3
確保方策	合計	160	160	160	160	160

成田東小		計画値				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
単位：人						
量の見込み (R7～R11)	1年生	17	20	19	19	19
	2年生	20	18	18	18	18
	3年生	14	17	16	16	16
	4年生	7	14	14	13	13
	5年生	16	7	7	7	7
	6年生	4	2	2	2	2
確保方策	合計	150	150	150	150	80

成田小		計画値				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
単位：人						
量の見込み (R7～R11)	1年生	17	20	20	20	20
	2年生	17	23	22	22	22
	3年生	24	20	20	19	19
	4年生	15	19	19	18	18
	5年生	16	12	12	12	12
	6年生	12	6	6	6	6
確保方策	合計	70	120	120	120	120

明石台小		計画値				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
単位：人						
量の見込み (R7～R11)	1年生	37	45	44	44	44
	2年生	43	38	37	37	37
	3年生	39	31	30	30	30
	4年生	25	21	21	21	21
	5年生	10	12	12	12	12
	6年生	4	6	6	6	6
確保方策	合計	150	150	150	150	80

#### 確保の内容

- ・ 放課後児童クラブを利用する全ての児童が放課後や長期休暇を安全・安心に過ごし、多様な体験活動を行うことができるよう、事業の充実に努めます。
- ・ 学校の空き教室や生涯学習施設などを活用し、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験交流活動を行う放課後子ども教室と放課後児童クラブの一体的又は連携実施について検討します。

## 第6章 計画の推進体制

### 1. 計画の推進体制

子ども・子育て支援は、行政だけで進められるものではなく、少子化、核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、景気の低迷など社会や経済の環境の変化により、こどもの育ちと子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、地域のこども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施していくために、家庭や地域社会、児童福祉施設、学校、企業等が連携、協力しながら推進していく必要があります。

本市に関わるすべての人々が、互いを尊重しながら、その能力を最大限に発揮し、行政と対等な立場で共に協力して課題の解決に取り組む「協働」の視点を踏まえて施策や事業を推進するとともに、社会福祉協議会などの関連団体やNPO、民間企業との協力関係を深め、それぞれの役割分担や運営形態を考慮しながら、計画を円滑に推進していきます。

### 2. 計画の公表及び周知

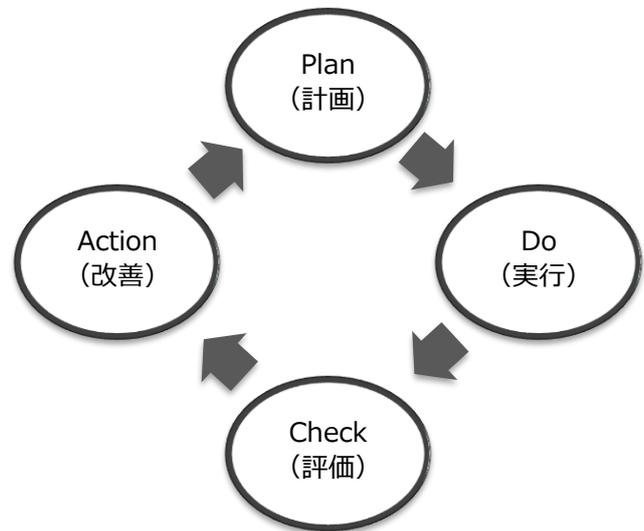
計画の目標を達成するためには、計画の内容を広く市民に知ってもらう必要があるため、情報公開を進めるとともに双方向での情報交流や効果的な情報発信に努めます。

計画の周知にあたっては、市広報誌や子育て情報誌、市ホームページを活用するとともに、市民が集まる様々なイベントや催し物等にて広報活動を実施します。

また、各事務事業においても、市広報紙をはじめとするあらゆる媒体を活用するとともに、地域や事業主と連携して市民一人ひとりに情報が行きわたるよう、周知に努めます。

### 3. 計画の評価と進行管理

子ども・子育て支援に係る様々な施策の進捗状況を把握するとともに、基本理念の達成に向けて効果の検証を行い、計画の見直しや施策の改善、充実につないでいくために、計画を立案し(Plan)、実践する(Do)することはもちろん、設定した目標達成や計画策定後も適切に評価(Check)、改善(Action)が行えるよう、循環型のマネジメントサイクル『PDCAサイクル』に基づき、これらの管理・評価を一連のつながりの中で実施することが重要です。そのため、本計画の進行管理については、毎年度の取組の進捗管理を行うとともに、目標や指標により基本理念の達成に向けた効果検証を行い、施策の改善、充実を図ります。さらに、目標や指標の達成状況に応じて、計画期間の中間年において必要な計画の見直しを行います。



# 資料編

## 1. 富谷市子ども・子育て会議

### (1) 富谷市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 6 月 17 日

条例第 23 号

#### (目的)

第 1 条 この条例は、富谷市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置することにより、子ども・子育て支援事業計画に富谷市の子育て当事者等の意見を反映させるとともに、富谷市における子ども・子育て支援施策を富谷市の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施することを目的とする。

#### (設置)

第 2 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 72 条第 1 項に基づき、同項の合議制の機関として、富谷市子ども・子育て会議を置く。

（令 4 条例 22・一部改正）

#### (定義)

第 3 条 この条例において使用する用語は、子ども・子育て支援法において使用する用語の例による。

#### (組織)

第 4 条 子ども・子育て会議は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 子どもの保護者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子ども・子育て支援の施策に関心を有する者
- (5) その他市長が必要と認める者

#### (委員の任期)

第 5 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

#### (会長及び副会長)

第 6 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長が、その職務を代理する。

#### (会議)

第 7 条 会長は、子ども・子育て会議の会議を招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第9条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉部子育て支援課において処理する。

(平28条例1・一部改正)

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

(昭和48年富谷町条例第34号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成28年条例第1号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和4年条例第22号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## (2) 委員名簿

任期：令和4年8月1日から令和7年7月31日まで

8名（男性4名 女性4名）

No.	役職名	氏名	所属等	区分
1	会長	三浦 秀之	富谷小学校 校長	事業従事者
2	副会長	梅津 哲也	社会福祉法人 笑優会 理事長	
3	委員	清水 冬樹	東北福祉大学 准教授	学識経験者
4	委員	早川 典子	こん小児科クリニック 心理士	
5	委員	佐藤 梢	東向陽台保育所保護者会	保護者
6	委員	小野寺 加奈子	前 富谷幼稚園保護者会	
7	委員	原 千斗世	イオンモール富谷 店長	関心のある者
8	委員	日諸 喜代子	富谷市シルバー人材センター	

---

---

## (仮称)富谷市こども計画

発行年月／令和7年3月

発行／富谷市 保健福祉部子育て支援課

〒981-3392

宮城県富谷市富谷坂松田 30 番地

T E L / 022-358-0516 F A X / 022-358-9915

---

---